

EXHIBIT No. 3011

(175)

Def, Doc 1904

*Do not separate  
/ complete copy*

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

宣 誓 供 述 書

供 述 者 櫻 本 重 治

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル  
上 次 ノ 如 ク 供 述 致 シ マ ス

ENDO  
ENOMOTO  
Guji

30 July 1947

Del. Dec. 1904

口 供 案

榎本重治

- (第一) 私ハ一九一四年東京帝國大學法科ヲ卒業シ  
一九一五年海軍省參事官(後書記官ト名稱變更  
セララル)トシテ元日本海軍省ニ入り一九四五年  
迄同一職務ヲ以テ同省ニ勤務シ其ノ後ハ第二復  
員省次テ第二復員局ニ勤務シテ居リマス。
- 元日本海軍省ニ勤務中ノ私ノ主タル任務ハ一般  
法令ノ審査事務及國際法規關係事務ニ關與スル  
コトデアリマシタ。
- 私ハ元日本海軍省勤務中ノ左記ノ國際會議ニ專  
門委員トシテ出席シマシタ。
- (イ) 一九二一年「ワシントン」軍縮會議
- (ロ) 一九二二年「ハーグ」ニ於テ開催セラレタ戰  
時法規改正法律家委員會
- (ハ) 一九二七年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタ米  
英、日、三國海軍軍縮會議
- (ニ) 一九三〇年「ロンドン」海軍軍縮會議
- (ホ) 一九三二年「ジュネーヴ」ニ於テ開催セラレタ一  
般軍縮會議
- (ヘ) 一九三四年「ロンドン」ニ於ケル一九三五年  
海軍軍縮會議豫備交渉
- (ト) 一九三五年「ロンドン」海軍軍縮會議

Gen. Doc. 704

私ハ右諸會議ニ對スル準備事務及び會議ニ於テ  
成立シタ條約案ノ批准ニ關スル事務又條約實施  
ニ必要ナル國內法令ノ發布ニ關スル事務等ニモ  
關與シマシタ隨テ日本代表ガ會議ニ出席スル際  
受ケタ訓令作成ノ事情ナドモ知ツテ居リマス。  
以下述ベル事項ハ各會議ノ議事録、元海軍省ノ  
公ノ記録等及び私ノ實際經驗シタ事實ニ基クモ  
ノデアリマス。

(第二) 一九二一年「ワシントン」軍縮會議ニ於ケ  
ル海軍軍縮ニ關スル問題ハ同年十一月十二日米  
國國務卿「ヒューズ」氏ノ提案シタ米、英、佛、  
伊、日ノ五國、海軍軍備制限ニ關スル具体案ヲ  
基礎トシテ討議セラレマシタ。

「ヒューズ」氏ノ提案ノ骨子ヲ爲スモノハ(イ)現  
行又ハ計畫中ノ主力艦建造計畫ヲ拋棄スルコト  
(ロ)舊式艦若干隻ノ廢棄ニヨリ更ニ縮減ヲ行フコ  
ト(ハ)關係各國ノ現存海軍勢力ヲ考慮スルコト(ニ)  
各海軍力ノ計畫ニ主力艦屯數ヲ使用シ尙之ニ依  
リ所定補助艦ノ許容量ヲ比例的ニ定ムルコトヲ  
言フニアリマシタ。

而シテ條約發效當時右米、英、日三國ノ保有シ  
得ベキ主力艦勢力ハ米國一八隻五〇〇、六五〇  
屯、英國二二隻六〇四、四五〇屯、日本國一〇

Def. Dec 1904

隻二九九、七〇〇屯テ條約ノ規定ニ從ヒ舊艦ヲ  
新艦ヲ以テ全部代換シタル際ハ米國五〇〇、〇  
〇〇屯、英國五〇〇、〇〇〇屯、日本國三〇〇  
〇〇〇屯トナルコトトナツテ后マシタ。

石「ヒューズ」氏提議ニ對スル日本國ノ専門家  
ノ研究ノ結果ハ若シ「ヒューズ」氏提議原則(一)  
ニ從ヘバ三國海軍力ノ比例ハ(1)前勢級艦以後ノ  
モノ全部ヲ計上スレバ米國三三隻、七二八、三  
九〇屯、英國四一隻九六七、八五〇屯、日本國  
二五隻五三二、八一六屯ニシテ其ノ比率ハ米國  
一〇、英國一三、二、日本國七、三トナリ、(2)  
若シ勢級艦以後ノモノ全部ヲ計上スレバ米國二  
〇隻、五三二、六五〇屯、英國四一隻、九六七  
八五〇屯、日本國一三隻、三六一、二七〇屯ニ  
シテ其ノ比率ハ米國一〇、英國一八、二、日本  
國六、八トナリ(3)又若シ超勢級艦ノミヲ計上ス  
レバ米國一二隻、三六五、〇〇〇屯、英國二八  
隻、七二三、六六〇屯、日本國一〇隻三〇一、  
三二〇屯ニシテ其ノ比率ハ米國一〇、英國一九  
八、日本國八、三トナルト言フコトデアリマシ  
タ。

3

又一方、國防上ノ所要量ハ日本國トシテハ極東  
ニ關係ヲ有スル強國ノ所有スル海軍ニ對シ七割

19 Dec. 1907

ノ勢力ヲ以テ最少限トスル若シ諸強國ノ極東方  
面前進根據地ガ現状ニ止マリ又軍艦ノ性能ガ更  
ニ變化ナキ限り一強國ニ對シ最少七割ノ勢力ヲ  
備ヘレバ國防ヲ全ウシ得ベシト言フ兵術上ノ結  
論ニ達シテ居タノチ日本國側ハ米國ノ保有スベ  
キ勢力ニ對シ其ノ七割ヲ維持スルコトガ可能ナ  
様ニ「ヒューズ」氏提案ヲ變更センコトヲ求メ  
タノデアリマス尙又「ヒューズ」氏案ニハ建造  
中ナルノ故ヲ以テ廢棄スベキコトトナツテ居タ  
日本主力艦隊與ハ事實上既ニ完成シテ居タノデ  
其ノ訂正ヲモ求メタノデアリマスガ陸奥ヲ廢棄  
ノ部ヨリ存置ノ部ニ置キ替ヘルコトハ、米、英  
兩國ニ對シ各建造中ノ新主力艦二隻宛ヲ建造完  
成シ保持スルコトヲ許サレタガ對米比率七割ヲ  
維持スル點ニ關スル主張ハ容レラレマセンデシ  
タ、確定條約案ノ第十九條トシテ太平洋方面ニ  
於ケル米、英、日ノ領地及屬領ニ於ケル防備制  
限ノ條約項ガ「ヒューズ」氏提案ニ附加セラレ  
マシタガ日本國側トシテハ當初ヨリ斯ル前進根  
據地ガ略々現状通りニ在ルモノト豫定シテ七割  
ノ勢力ヲ維持スルコトガ國防上最少限度ノ要求  
デアツタノデ從令防備制限條項ガ附加セラルル  
モ國防上最少減度ノ必要ナリト主張シタ要求ガ

Def. 1901-1906

容シラレナカツタワケデアリマス。  
右ノ様ナ次第デアルノニ拘ラズ日本國側ガ米國  
側ノ主張ヲ容レテ條約ヲ締結スルニ至ツタノハ  
主トシテ日本ニ對スル誤解ヲ一掃シ特ニ米、日  
兩國間ノ關係ヲ改善スル切ナル念願カラテアリ  
マシタ。其ノコトハ當時ノ日本國主席、代表加  
藤友三郎海軍大臣ガ中間報告ノ爲メ隨員ヲ歸國  
セシメタ（供述者自身モ其ノ一人）際要件ヲ口  
授（其ノ原記録ハ現存ス）シタ中ニヨク現ハレ  
テ居マシタ。其ノ中ニ左ノ如キコトガ含まレテ  
居マシタ。

「井出次官へ」

大体ノ肚トシテ會議ニ際シ自分ヲ光天的ニ支  
配セシモノハ是迄ノ日米間ノ關係ノ改善ニ在  
リキ換言スレバ米國ニ對日ノ意見多キヲ成ル  
ベク緩和シタシトノ希望之ナリ如何ナル問題  
ニ對シテモ此ノ見地ヨリ割リ出シテ最後ノ決  
心ヲナセリ。――  
余ハ米國ノ提案ニ對シテ主義トシテ贊成セザ  
ルベカララズト考ヘタリ假リニ軍備制限問題  
ナク是レ迄通りノ製糖競争ヲ繼續スルトキ如  
何、英國ハ到底大海軍ヲ擴張スルノ力ナカル  
ベキモ相當ノコトハ必ズ爲スベシ米國ノ與論

Def Sec 1704

ハ軍備擴張ニ反對スルモ一度其ノ必要ヲ感ズ  
ル場合ニハ何程テモ遂行スルノ實力アリ、爾  
テ我日本ヲ考フルニ我八八艦隊ハ大正十六年  
度ニ完成ス而シテ米國ノ三年計畫ハ大正十三  
年度ニ完成ス（英國ハ別問題トスベシ）其ノ  
大正十三年ヨリ十六年ニ至ル三年間ニ日本ハ  
新艦建造ヲ繼續スルニモ拘ラズ米國ガ何等新  
計畫ヲ爲サズシテ日本ノ新艦建造ヲ傍觀スル  
モノニ非ザルベク必ズ更ニ新計畫ヲ立ツルコ  
トトナルベシ又日本トシテハ米國ガ之ヲ爲ス  
モノト覺悟セザルベカラズ若シ然リトセバ日  
本ハ八、八艦隊、艦隊計畫スラ之レガ遂行ニ  
財政上ノ大困難ヲ感ズル際ニ當リ米國ガ如何ニ擴張  
スルモ之ヲ如何トモスル能ハズ大正十六年以降ニ於テ八、八  
艦隊ノ補充計畫ヲ實行スルコトスラモ困難ナ  
ルベシト思行ス、斯クナリテハ日米間ノ海軍  
力ノ差ハ益々増加スルモ接近スルコトハナシ  
日本ハ非常ナル脅迫ヲ受クルコトトナルベシ  
米國提安ノ所謂 10, 10, 6 デハ不滿意ナルモ、But  
此ノ軍備制限案成立セザル場合ヲ想像ス  
レバ寧ろ 10, 10, 6 デ我慢スル結果ニ於テ得策ト  
スベカラズヤ（此ノ意味ノコトハ或ル機會ニ  
議會ニテ秘密會ヲ開キテ言フ必要アランモ公



Def. Doc. 1104

開ノ席上ニテハ言フベカラズ、又此ノ考ヘハ少シク意氣地ナキ議論ノ如キモ止ムヲ得ザル必要論トシテハ致シ方ナシ一  
主力艦比率ノ決定ニ際シテモ余ハ常ニ右ノ如キ考ヲ有シタリ

今回、米國ガ彼ノ提案ヲナスニ付イテハ英國ニ反對ノ口實ヲ與ヘザル如ク立案スル非常ノ苦心セシ跡アリ別ニ、内談ノ結果トハ想像セザルモ少クトモ常ニ英米一致シテ他國ニ當ルニ便宜ナル案ヲ擡テタルコトハ誤リナカルベシ茲ニ於テ一番面倒ナル日本ヲ説キテ先ヅ三國間テ決定シ次テ弱キ佛伊ニ當ルノ順序ヲトリ三國全權ノ非公式會合ヲ催セルモノナリ、日本トシテハ英米常ニ一致ノ態度ヲ取り英ガ常上逸早く米案ニ賛成セル爲メ非常ニヤリ難クカリキローロー

要スルニ華府海軍軍備制限條約ハ軍備上カラ見レバ各國ニ公平ナ保有量ヲ定メタモノテハナイト言フノガ日本國側ノ見解デアリマシタ而シテ此ノ見解ヲ裏書キスルガ如キ事實ガ起リマシタ。即チ一九

7  
二一年十一月十七日ノ The Honorable Franklin

Roosevelt (Assistant Secretary of the Navy)

ト日本主席專問委員加藤寬治中將會談ノ際「ル

Def. Sec: 190

ニ於テハ國防ヲ本位トスル考慮ハ之レヲ度外視シタト言ヒ又同月十九日ノ米、英、日代表會議ノ際、加藤友三郎海軍大臣ガ「七朝説ハ國防上日本ノ年來ノ主張テアツテ自分ハ議會ニ於テモ述ベタコトガアリ又、國民一般ノ希望デアルト述ベタニ對シ「ヒューズ」國務長官ハ「現存勢力ヲ基礎トシテ審議セザレバ協定成立ノ見込ガナイ」ト答ヘ又「バルフォア」卿ガ「專門委員ノ意見ヲ聽ケバ勢力増大ニ傾クヲ以テ之レヲ排スルヲ可トスル海軍勢力ヲ定ムルニ國防論ヨリ出發スルトキハ英國ハ日本ノ十倍以上ノ勢力ヲ要ストノ結論モ生ズラウ」ト述ベタルガ如キ事實ガ夫レナノデアリマス。佛國代表モ「ヒューズ」案ニ依ル佛國保有量ニ付キ國防所要ニ滿タヌモノデアルトシテ激烈ナル抗議ヲ致シマシタ。

8

當時、日本國側トシテ專門的見地カラ了解出來ナカツタコトハ現有勢力ガ相當異リ又其ノ海軍ヲ必要トスル程度ガ非常ニ異ナルト思ハルル米英兩國間ノ海軍勢力ヲ平等ニナサントスル點デアリマシタ現ニ此ノ條約案ガ樞密院ニ諮詢サレタ際、一樞密顧問ハ加藤友三郎海軍大臣ニ對シ「

Def. Sec. 1704

ウリーボテンシャル」ノ點ヨリ言へバ米國ハ非常ニ大デアアル。必要ノトキハ海軍力ヲ増大シ得ル方ガアル故平時ヨリ大勢力ヲ備フル必要ハナイ却テ日本ノ如キ資源乏シク工業力ノ劣ル國コソ平時ヨリ備へ置カザレバ一旦必要起ツタ場合ニ之レニ對應スル方法ナキ故軍備條約ノ如キ平時ニ於ケル軍備ヲ定ムル場合ニハ米日間ニツイテ言へバ比率ハ寧ろ逆ニシ日本ガ米國ヨリ大ナル軍備ヲ備フルコトガ公平ニ非ズヤトノ質問ガ發セラレタ程デアリマシタ。

尙條約有效期限等ニ關シ外務省側職員ヨリ本取極メハ結局現状維持ニ外ナラヌモノデアアル故余リ有效期限ヲ長クスルハ適當ニアラズト言フ別紙第一ノ如キ意見ガ提出サレマシタ。

石ニ述べタ通り日本國側トシテハ種々了解出來難イ點モアリ又不満足ノ點モアツタガ大局上條約ヲ締結シ米國トノ間ニ親善關係ヲ實現スルコトガ最も望マシイトノ見解ノ下ニ米國側ヲ受諾シタノデアリマス而シテ此ノ條約ヲ誠實ニ履行スル爲メ速カニ法律ヲ制定スル等細心ノ注意ヲ拂ツタノデアリマス併シナガラ其ノ後ニ於ケル米國政府ノ日本移民ニ對スル措置及ビ英國政府ノ「シンガポール」大軍港ノ設置ハ痛ク日本國

Ref. Soc. 1904

民ヲ刺戟シ又失望セシメ世界協同ヲ強固シテ來  
タ日本國政府當局ヲ苦境ニ陥レ當局ハ國民ニ適  
當ノ説明ヲ爲スノニ苦シンダ事實ガアツタコト  
ヲ記憶シテ居リマス  
華府會議ニ於テ日英同盟ハ獨逸及露國ノ侵略ヲ  
防止スル爲メ作成セラレタモノデアルガ其ノ危  
險ハ去リ一方此ノ同盟ノ存スルコトハ却ツテ誤  
解ヲ生ズル虞アル故寧ロ廢止スルヲ可トスルト  
ノ趣旨ニ依リ四國條約締結ヲ機會トシテ廢止ノ  
コトニ決定シタノデアルガ(別紙第二)此ノ事  
ハ日本政府トシテハ不本意デアリ又國民ニ對シ  
幾分國際孤獨ノ感ヲ與ヘマシタ。

10  
(第三)補助艦ニ對スル軍備制限ハ華府會議ニ於テ  
ハ保有量ニ關シ主トシテ佛國ノ不同意ニ依リ實  
現シナカツタガ一九二七年改メテ米國政府ハ「  
ジュネーヴ」ニ於テ五國會議ヲ開催スルタメ華  
府海軍軍備制限條約締結ニ對シ招請狀ヲ發シ  
英、日兩國ハ之レヲ應諾シタガ佛國政府ハ米國  
招請狀ニ含まルル提案ハ壽府ニ於テ佛國代表ガ  
主張シ専門委員會ノ承認ヲ待タル原則即テ(1)海  
軍軍備ノ制限ハ陸軍及空軍軍備制限ノ問題ヲ解  
決スル方法ヲ考慮ニ入レズシテ着手スルコト不  
可能ナルコト(2)海軍ノ見地ヨリスレバ各國ノ必

要ニ慮シテ各國ガ自由ニ配布シ得ベキ總噸數ヲ  
各國ニ割當ツルニ非ザレバ軍備制限ハ實現不可  
能ナルコトヲ無視スルモノデアツテ佛國政府ハ  
石提案ヲ採用セシトセバ從來ノ態度ト公然矛盾  
セル態度ヲ執ルコトナルトノ理由テ會議參加  
不同意ノ意向ヲ示シ會議ニハ「オブザーバー」  
ヲ送ルコトスラヲ肯ゼズ單ニ「インフオマー」  
ヲ送リマシタ、伊國政府モ會議ニ參加セズ非公  
式「オブザーヴァー」ヲ送ルニ止マリマシタ。  
本會議ハ一九二七年六月二十日カラ八月四日マ  
テ「ジュネーヴ」ノ聯盟建設物内テ開催セラレ  
マシタガ各國ノ提案概要ハ左ノ如クデアリマシ  
タ。

(1) 米國案

各種補助船ノ最大保有噸數ヲ定メ而シテ各國  
ニ割スル割當ハ華府條約ノ主力艦比率ヲ適用  
スル。

巡洋艦ニ付テハ英、米、二五〇、〇〇〇噸乃  
至三〇〇、〇〇〇噸、日本一五〇、〇〇〇噸  
乃至一八〇、〇〇〇噸、驅逐艦ニ付テハ英、米  
二〇〇、〇〇〇噸乃至二五〇、〇〇〇噸  
日本一二〇、乃至一五〇、〇〇〇噸

Def. Sec 1904

(ロ) 英國案

潛水艦ニ付テハ英、米、六〇、〇〇〇噸乃至九〇、〇〇〇噸  
日本三三、〇〇〇噸乃至五〇、〇〇〇噸  
ノ間ニ各國ノ最大保有噸數ヲ定メル

國費節減ノ見地カラ主力艦及航空母艦ノ排水量及砲裝ヲ縮少スル又主力艦々齡ノ延長及代換建造率ノ緩和ヲ圖ル  
補助艦ニ付テハ排水量一〇、〇〇〇噸備砲八吋ノ巡洋艦ニ對シ主力艦ニ付キ協定セラレタル五、五、三、比率ヲ其ノ倍適用スル  
將來ノ巡洋艦ハ最大排水量七、五〇〇噸以下備砲六吋以下ニ限定スル  
各國ノ保有スベキ各艦種隻數ハ其ノ国情ニ基ク必要ニ依リ決定スル

(ハ) 日本國案

各國ハ將來其ノ海軍力増加ノ目的ヲ以テ新ニ造船計畫ヲ採用シ又ハ新クニ艦船ヲ取得セズ各國ノ海軍力ハ各國ガ現有スル既成有效艦船ノ噸數及現ニ建造中ノ艦船ノ計畫噸數ヲ基礎トシ尙既定計畫中建造未着手ノ艦船ノ計畫噸數及既定計畫實施中代換艦齡ニ達スベキ艦船ノ噸數ヲ考慮シ水上補助艦ニ區分シテ協定ス

17

Def. Doc. 1904

ル

右ノ中日本國案ハ華府會議ノ際ノ「ヒューズ」國務長官案ニ倣ツタモノデアリマシタ  
右諸案ニ就キ審議シタノデアリマスガ英國側ガ第三回專門委員會ニ於テ國防所要量トシテ一〇、〇〇噸又ハ八吋巡洋艦一五隻小艦即チ六吋巡洋艦五五隻敷設艦、航空母艦五隻計七五隻ヲ提示シ英國ハ隻數ヲ重視スル艦型ヲ小ニスレバ總噸數ヲ減シ待ル旨ヲ説明シタルトコロ、米國側ハ英國側ノ要求噸數六〇〇〇噸ニ上リ米國提案ノ倍トナリ軍艦ノ實ガナイ英國ハ華府會議ニ於テ水上補助艦四五〇、〇〇〇噸ヲ承諾シタルニ非ズヤト主張シ茲ニ英國ノ小艦多數主義（國防所要ニ基ツクト米國ノ大艦小數主義トノ對立ヲ見ルニ至リ八吋砲巡洋艦ノ性質ニ關シ英國側ハ「八吋砲ハ攻撃的武器ナレバ之ヲ制限セザル協定ハ無意味デアルト」ト主張スルニ對シ米國側ハ「一〇、〇〇〇噸巡洋艦以外ニ八吋砲艦ヲ許サザルハ米國ニ取り大問題デアルト」ト反對シマシタ（第六回代表總議會）

英國代表ハ英國ノ要求ガ無理テナイ證據トシテ首席代表「ブリッヂマン」氏ハ一九二七年八月四日ノ公開ノ第三回總會ニ於テ米國下院海軍委

Lg of Dec. 1904

員會委員長「フレンチ」氏ノ「英國ハ海上交通  
ヲ斷タルレバ數週間内ニ國民ハ困難ヲ感ズルモ  
米國ハ外國ヨリ數週間或ハ數年間隔離セララル  
モ國民ハ困難ヲ感ゼズ凡ユル必需品ハ獲得スル  
コトガ尙來ル」ト言フ趣旨ノ一九二六年一月四  
日ノ演説ヲ引用シマシタリ

(以下次頁へ續ク)



斯ノ如ク米國ト英國トノ主張ハ相當ノ懸隔アリ  
 又討議ノ狀況モ激烈デ協調點ヲ發見スルコトハ  
 望ミ少イ狀況ナアリマシマ。

日本側ハ此ノ間ニ處シ兩者ノ停調ノ役目ヲ引受  
 ケタ様ナ情況トナリ殊ニ七月十四日ノ第二回總  
 會ニ於ケル米國代表ハ「キブソン」氏ノ演說中「  
 米國ハ總噸數制限及巡洋艦々型ニ關シテハ日本  
 ト同意見ナルヲ以テ兩者ノ間ニ協定ニ達スルハ  
 容易ナルベク若シ日英ノ間ニ於テ兩國共ニ受諾  
 シ得ル何等カノ基礎ヲ見出シ得バ米國モ亦之ヲ  
 受諾シテ三國ノ完全ナル協定ヲ成立セシメ得ベ  
 キヲ確信スル」ト言フ趣旨ノコトガアツタノデ  
 茲ニ英日兩國ノ交渉開始セラレ英、日兩國間ニ  
 一ノ協定案ガ成立シタノデアアルガ米國代表ハ八  
 吋砲塔載ノ自由ヲ強ク主張シテ右協定案ヲ承認  
 シナカツタノデアリマス

茲ニ於テ日本國代表ハ協定成立ノ最後ノ努力ト  
 シテ「英日兩國ハ各其ノ既定計畫ニ依ルノ外一  
 九三一年迄新ニ水上補助艦ヲ建造セズ又米國ハ  
 英國以上ニ其ノ水上補助艦勢力ヲ増加セザルベ  
 キコトヲ約スル」コトヲ趣旨トスル調停案ヲ提  
 示シタノデアリマスガ米國代表ハ此ノ案ニテハ  
 討議ヲ進メ能ハザル旨ヲ表明シ茲ニ協定成立ノ  
 望ハ全ク絶エタノデアリマス

Def Doc. 1904

16

斯クシテ八月四日ノ第三回總會議ヲ以テ會議終了セシメタノデアルガ各國代表ハ各々自國ノ態度ヲ聲明シ最後ニ別紙第三ノ三國共同宣言ヲ發シ壽府三國海軍軍備制限會議ノ無期休會ヲ宣言スルノ形式ヲ採リ体裁ヲ整エタノデアリマス

(第四)一九三〇年二月十一日カラ英國政府招請ニ依ル「ロンドン」海軍會議ガ開催セラレマシタ本會議ハ主トシテ一九二七年「ジュネーブ」三國會議テ不成功ニ終ツタ補助艦ニ關スル制限ヲ目的トスルモノデアツテ佛伊兩國モ參加スルコトトナリマシタ尤モ佛伊兩國ハ保有兵力量ノ問題ニ關シ關係國ト協議成立シナカツタ爲メ同會議ノ結果成立シタ所謂一九三〇年「ロンドン」海軍條約中補助艦ノ兵力量ニ關スル規定ノ拘束ヲ受ケナイコトト爲リマシタ

本會議ニ於ケル日本國ノ主張ハ海軍兵力ニ付イテハ日本國ノ自主獨立ヲ擁護シ且國家存立上必要ナル海上交通ヲ防護スル爲メノ量ヲ確保スルコトニ在ツテ其ノ具體的數量ハ左ノ如クデアリマシタ

(イ) 華府海軍々備制限條約ノ存續スル現狀ニ於テ補助艦兵力量ハ一九三一年末ニ於ケル現有量ヲ標準トシ又比率ニ於テハ對米總括七割

(ロ) 右兵力量ハ軍備ノ要旨ニ反セズ且ツ所要比率

Ref. Doc. 1904

17

ヲ失ハザル限リ各國ト協訂シ削減スルニ密カ  
ナラズ 但シ潜水艦ハ例外トスル

(ハ) 八吋砲塔載大型巡洋艦ハ特ニ諸米七割

潜水艦ハ一九三一年度末現有量(七八、四九

七屯)

右(イ)(ロ)ノ主張ヲ用之ヒシメンガタメニハ輕巡

洋艦、驅逐艦ニ於テ多少ノ犧牲ヲ忍ブコトハ

已ムヲ得ナイ

而シテ右主張ハ日本政府ノ軍備根本觀念トシ

テ保持スル國防ノ安固、國民負擔ノ輕減及外

國トノ平和親交ノ増進ノ各事項ト合致スルモ

ノト考ヘラレマシタ 尙代表ニ對スル訓令中

ニハ注意事項トシテ軍備ノ實力ハ單ニ正規ノ

兵力ノミナラズ資源、商船隊及ビ工業力等ノ

潜在勢力モ亦其ノ一部ノ要素ヲ爲スモノデア

ツテ日本國ハ此レ等潜在勢力ニ於テ列國ニ劣

ル所アルガ故ニ海軍々備制限ヲ協定スルニ當

リテハ特ニ此ノ事情ヲ考量スル必要ガアル旨

ヲ記述シテアリマシタ

右ノ日本國ノ主張ノ外各國ノ主張中保有兵力

ニ關スル部分ヲ略述スレバ左ノ如クデアリマ

シタ

(イ) 米國

英國ト「バリテイ」トスルコト八吋砲塔載

Def. Dec. 1904

艦ノ一定隻數ヲ要求スル

(ロ) 英國

補助艦ハ一定隻數ヲ要求スル

(ハ) 佛國

世界海軍ノ最高標準ヲ定メ其ノ範圍内ニ於テ各自必要トスル保存量ヲ自主的ニ定メル

(ニ) 伊國

歐洲最大海軍ト一パリテイヲ失ハザル限リ幾何ニテモ削減スル

斯クシテ佛伊兩國ノ割合量ハ遂ニ決定ヲ見ルニ至ラナカツメガ米英日ノ間ニハ協定ガ成立シマシメ

其ノ成立ニ至ル間日本代表ハ「リード」米國代

表ト松平代表トノ會談ノ結果ニ依ル假協定案ナルモノヲ協定ト爲スベク政府ニ請願シメノデア

リマス

其ノ假協定案ハ日本代表ガ訓令ニ基ヅキ主張シタル數量中對米總括七割ハ實質上増進スルコトヲ得タルモ大型巡洋艦ニ於テ一〇八、四〇〇噸

(約一割) 潜水艦ニ於テ二五、一四二噸淺ジメモノデアリマシメ尤モ輕巡洋艦及驅逐艦ニ於テ四

一、四五二噸ノ増加トナツテ居ルガ之レ等ハ日本海軍トシテハ余リ要望シナカツタコロノモノ

ノテ其ノ最モ重視シタル大型巡洋艦及潜水艦ニ

Def. Dec. 1904

19

之ニ反シテ米國ハ大型巡洋艦ニ於テ現有量ヨリ  
ハ五〇、〇〇〇噸増加シタル關係上新艦ヲ建造  
シ得ルコトトナツタリテアリマス。即チ日本國  
ハ大型巡洋艦ニ於テ米國ガ新ニ増勢スルノヲ坐  
視セザルヲ得ナクナツタリテアリマス加之日本  
國ハ大型巡洋艦及潜水艦ヲ相當期間新造シナク  
ナル關係上造船技術ノ維持ノ上ニ於テ頗ル困難  
ヲ感ジタリテアリマス  
茲ニ於テ日本海軍當局ハ亦問國見地カラシテ本  
業其ノ儘ニテハ國防上不安ヲ感ズルニ至ルトイ  
フ意見ヲアツテ此ノ意見ニ基ツク政府訓令ガ代  
表ニ到達シタリテ代表ハコレニ基キ大型巡洋艦  
ニ於テハ米國ハ一九三六年末迄ハ三〇、〇〇〇  
噸以上ヲ建造完成シナイコト及日本國ノ造船技  
術維持ノ點カラシテ一九三六年末迄ニ潜水艦一  
二、〇〇〇噸ヲ完成シ得ルコト條約有效期間ヲ  
一九三六年末迄ノ短期ノモノトスルコト將來ノ  
會議ニ於ケル自由ナル態度ヲ妨ゲナイコト等ノ  
修正及ビ條件ヲ加ヘンコトヲ英米側ニ申入レ妥  
協成立シテ此ノ假協定案ヲ受諾スルニ至ツタリ  
テアリマス  
尙政府同訓ニ多少時日ヲ要シタルハ事ノ重大性  
ニ依ルコトハ勿論デアアルガ代表國ト政府トノ違

Ref. Doc. 1904

20

緒十分ナラズ會議進行ノ狀況ガ政府ニ傳ラザル  
固多ク代表請訓ノ際モ政府ニハ之レガ判断ヲナ  
ス資料サヘナカリシ始末ニテ急速代表團ニ對シ  
資料ノ送付ヲ要求シ漸ク同訓ノ遅ビトナツタノ  
デアリマス其ノコトハ別紙第四ノ昭和五年三月  
二十七日ノ海軍次官發左近司首席隨員宛電報ヲ  
見レバ良ク解リマス。

統帥責任者ハ協定兵力量ヲ以テシテハ從來ノ國  
防方針ニテハ國防ノ安固ヲ保シ難シトノ見解ナ  
リシニ依リ之レニ對スル處置ヲ海軍軍政當局及  
統帥責任者トニ依リ請ゼラレルコトトナリ之レ  
等軍備關係事項ニ付テ現存艦船ノ勢力ノ向上及  
ビ維持、統帥兵力ノ整備實戰研究期間ノ充實防  
備施設ノ改善特殊水上艦艇ノ整備製造技術及ビ  
工作力ノ維持、失事防止等ニ付キ適當ナル處置  
ヲ講ズルコトトナツタメデアリマスガコノ事ハ  
別紙第五ノ同訓表上程閣議ニ於ケル海軍次官陳  
述覽ヲ見レバ解リマス

斯ノ如クシテ統帥部モ兵艦ヲ認メテ同訓セ  
ラレタメニデアリマスガ當時日英備トシテハ日  
本政府ノ華府會議以來ノ主張テアリ又或ル場合  
ニハ英團ニ依リ一部承認セラレタル國防最少限  
度ノ保有量對米七割ノ要求而モ其ノ要求ハ決シ  
テ米團ノ安全ヲ脅カスモノニ非ザルコトハ常ニ

10 of Dec 1904

上ヨリ言フモ明カニシテ申渡巡洋艦ニ付イテ言  
ヘバ米海軍ガ十八隻日本ガ一隻保有スル場合ニ僅  
カニ一隻内外ヲ日本保有量ニ加フルニ過ギナイ  
コトナノニモ拘ラズ此ノ要求ガ容レラレヌト言  
フコトハ誠ニ冷酷ナル取扱ヒヲ受クルモノナリ  
トノ感ジヲ受ケ關係面ガ今少シ難量ヲ示サレタ  
ランニハ國民輿論モ平靜ニ歸シ國際親善關係増  
進及ビ一般軍備事業推進ノ上ヨリ見ルモ好マシ  
キコトナルベキニ烈念ナコトデアルドノ感想ヲ  
懷イタノデアリマス  
尙一九三〇年「ロンドン」條約締結ニ關係シテ  
所謂統帥權干犯問題ナルモノガ起リ輿論ヲ激ガ  
セマシメカコレハ條約調印後備忘ナル憲法學者  
政府ニ對スル不平分子等ノ策動及政府ノ議會ニ  
對スル説明ニ多少ノ不備ノ點アリシ結果等ニ依  
ルモノト認メラレタコトデアリマシテ「ロンドン  
」條約締結ニ付イテハ其ノ當時内閣ト海軍省  
トハ常ニ一致シ又海軍統帥部ノ長官タル軍令部  
長モ異議ハナカツタノデアリマス以上述べタ外  
ニ「ロンドン」海軍條約ニ付テハ米英日三國ハ  
主力艦ノ代換建造ヲ一九三六年迄延期スルコト  
ヲ決定シマシメガ之レニ付イテハ日本側モ何等  
異議ハナカツタノデアリマス  
海軍省ハ補助艦保有量ニ付イテハ前述ノ通り

Acq. Rec. 1704

22

何等決定ガアリマセンテシメガ佛國代表提示ノ  
軍艦方式ニ關スル一九二七年ノ所開妥協案（別  
紙第六）ナルモノハ頗ル關係國ノ注意ヲ惹キマ  
シメ此ノ案ハ關係國ノ海軍力ニ付キ各國ノ越ユ  
ベカラサル共通限度ヲ定メ各國ハ其ノ限度内ニ  
於テ各自ノ保有量ヲ定ムルモノデアリマシテ一  
九三〇年一月三十日ノ第三回總會ニ於テ米國一  
ギブソン代表ノ説明（別紙第七）ニ依リテモ  
明カナルガ如ク一九二七年以後ノ國際聯盟軍艦  
準備委員會ニ於テ審議セラレ「ポール、ボンク  
ール」案トシテ知ラレ一九二八年ニハ英佛討論  
ノ結果制限セラルベキ海軍艦船ヲ四種ニ分チ補  
助艦ニ付イテハ各國ニ共通ノ限度ヲ決定シ各國  
ハ最終會議ニ於テ夫レ夫レ各自ノ必要トスル量  
ヲ示ストイフ感案ヲ得々デアリマス

而シテ一九三〇年「ロンドン」會議ニ於テハ米  
國代表モ佛國妥協案ヲ討論ノ基礎トスルコトニ  
同意シ又實際「ロンドン」條約第十七條及第十  
八條等ニハ此ノ妥協案中ニ含まルル融通ニ關ス  
ル方式ガ採用セラレタメデアリマシメ。

（第五）一九三二年二月「ジュネーヴ」ニ開催セラ  
レメ一般軍艦會議ハ具體的ノ感案ハ得ラレナカ  
ツタガ日本政府ハ之ニ依リ示唆ヲ與ヘラレタメ  
ガ少ナカツタメデアリマス



29 of Dec 1904

其ノ示明ヲ與ハラレメ諸ノ主ナルモノヲ舉グレ  
バ左ノ如クデアリマシメ。

(イ) 小軍備國ガ大軍備國ノ軍備ニ對シテ大軍備國  
ガ想像スル以上ニ脅威ヲ感シ猜疑心ヲ持ツテ  
居メコト

(ロ) 國ノ安全ガ軍備ノ先決要件デアルコト  
(ハ) 一定ノ武器ハ國防上ハ勿論一般市民ニ對シテ脅  
威ヲ與フルモノデアルコト

(ニ) 右ノ諸項目ヲ満足サセ各口ヲシテ安心シテ軍  
備ヲ爲サシメントスルニハ安全保障ニ關スル  
組織ヲ完成スルノ要アルコトハ勿論デアルガ

差シ當リ軍備ニ付テハ先ツ高長軍備國ガ犧牲  
ヲ拂ヒ卒先軍備ノ實ヲ遂ゲ世界各口ニ模範ヲ  
示スコトガ必要デアルコト

右ノ諸項目ニ付イテノ示明ヲ與ハラレメ種料ハ  
種々アリマシメガ主要ナルモノハ左ノ如キモノ  
デアリマシメ

(イ) トルコ、ハイチ、フィンランド等ノ  
軍備平等ニ關スル主張及多數口ニ依ル一萬電  
以上ノ軍備ノ廢止主張

(ロ) 一九三二年四月十九日採擇ノ軍備ノ基準ニ關  
スル決議 (Conf. D, O, G24) (別紙第八)

(ハ) 一九三二年四月二十二日採擇ノ實酌軍備ノ原  
則ニ關スル決議 (Conf. D, O, G26(I)) (別紙  
第九)

Ref. Doc. 1904

(二) 一九三二年四月二十二日深澤ノ質的軍縮条  
議方法ニ關スル決議 (CONF, D, C, G, 28(H))  
(別紙第十)

右諸決議ニ從ヒ海軍委員會ニ於テ多數國ガ  
航空母艦ハ最も進攻性ヲ有スルコト、最モ  
國防破壊ニ有效ナルコト最モ一般市民ニ脅  
威ヲ與フルモノナルコトヲ認メ又主力艦ニ  
付イテハ一定排水量ヲ越エ又一定口徑以上  
ノ備砲ヲ有スルモノハ右性質ヲ有スルモノ  
デアルトノ意見ヲ表明シタコト (Repts. to

the General commission presented by naval  
commission CONF, D, I, 21, May 28th, 1932)

右ノ諸狀況ニ鑑ミ日本政府ハ一九三〇年「ロン  
ドン」會議ニ於テ提示セラレタ英日集中航空兵  
力ニ關スル部分 (CONF, D, I, 57) (別紙第十一)  
等ヲ參考トシテ左ノ趣旨ノ案ヲ同會議ニ提示シ  
マシタ (CONF, D, I, 50) (別紙第十二)

協定ヲ一般協定及特別協定ニ分チ一般協定  
ニ於テハ一般海軍艦船ノ質的制限並ニ主要  
五海軍種間ニ於ケル主力艦、航空母艦及甲  
級巡洋艦ノ量的制限ヲ行ヒ以テ之等艦船ノ  
進攻性ヲ大イニ減少スル而シテ右五種ニ對  
シ乙級巡洋艦及遠征潜水艦ニ付キ共通最大  
限ヲ定メル特別協定ニ於テハ最モ密接關係

ヲ有スル國ノ間ニ於テ地理的地位特殊事情  
ヲ考量シテ主トシテ乙級遠洋艦隊巡艦及潛

水艦ニ付キ量的制限ヲ行フ

日本國ハ右ノ如キ案ニ依ツテ始メテ世界各國ニ  
満足ヲ與ヘル軍艦協定ヲ結バレ得ルモノト信ジ  
タノデアリマス尤モ右案ノ骨子ハ一九二八年既  
ニ英佛ノ間ニ妥協成立シタ案ト殆ンド同様ノモ  
ノデアリ又一般協定ト特別協定ニ分ツタノハ一  
九三〇年「ロンドン」會議ニ於テ大平<sup>洋</sup>艦ト歐洲  
艦トニ分ケテ審議ヲ行ツタ先例ヲ述フタノニ通  
ジナカツタノデアリマス

尙一九三五年ノ「ロンドン」海軍會議ニ於テ（  
一九三五年十二月十六日<sup>註</sup>席代表第一回會議）  
前述ノ英國案ニ言及シ「日本提議作成ノ精神ハ  
海軍會議ニ於テ一九三二年十一月幹部會ノ席上  
英國代表ガ望望減少ニ關シ提議シタルト頗ル似  
タトコロガアル云々」（別紙第十三(1)第十三(2)  
ト述ベマシタ

(第六)一九三四年五月十七日英日外相「サイ  
モン」氏ヨリ明年開カルベキ海軍軍備會議  
ニ對スル準備行爲トシテ豫備交渉ヲ行ヒ度  
キ旨提議シ來リ日本政府ハ直チニ之レヲ應  
諾シ松平陸英大使ヲ代表ニ任命シ六月十八  
日ヨリ米、英、日ノ三國代表ノ間ニ交渉開

19 of Dec 1904

26

僅セラレマシタ  
併シ乍ラ右交渉ノ範圍ハ一九三五年開カ  
ベキ會議ノ手續問題ニ限定セラレズ海軍側  
限ノ實質問題ニモ深ク立入ルニ至ツタノテ  
七月十二日一先ヅ中止シ十月二十三日より  
交渉再開セラルル事ト爲ツタノテ日本政府  
ハ九月七日山本五十六少將（「ロンドン」  
滯在中中將ニ進級）ヲ豫備交渉代表ニ追加  
任命シ同中將ハ九月二十日米國經由テ月初  
旬「ロンドン」ニ到着シマシタ  
此ノ際私モ專門委員トシテ同行シマシタ、  
米國政府ハ十月三日豫備交渉代表トシテ「  
ノーマン・デーヴィス」氏及「スマンドレ  
ー」大將ヲ任命シタ旨發表シマシタ  
山本少將ガ代表ニ任命サレタ際既ニ松平代  
表ニ與ヘラレテアツタ訓令ニ追加シテ實質  
的問題ニ關スル訓令（別紙第四）ガ松平  
山本兩代表ニ對シ政府カラ與ヘラレマシタ  
山本代表ノ出發ニ際シ關係者ヨリ右訓令ノ  
趣旨ノ説明ヲ受ケ又疑問ノ點ハ山本代表カ  
ラ質問ガアリマシタ此ノ際説明カニセラレタ  
點ハ概不左ノ通りテアリマシタ  
(1) 國防ノ安固及國民負擔ノ緩和ト各問題ノ  
平和親交ノ増進ノ各事項ハ互ニ矛盾スル  
トコロナク同時ニ其ノ實現ヲ希望スルコ

25 of Dec. 1904

ト●各西國ノ平和親交増進ノ●地ヨリ言  
ヘバ交渉方法モ能ク限り溫和ニスル必  
ガアルコト

(ロ)「國家安全ノ爲メ必要トスル限度ノ軍備  
ヲ有スル權利ハ各國齊シク之レヲ享有ス  
トノ原則ハ自國ノ理デハアルガ軍備制限  
ノ基礎ヲナストコロノ國際聯盟規約第八  
條ノ精神ニ基クモムデ又一「ジュネーヴ」  
一般軍備會議ノ軍備ノ基準ニ關スル決議  
及同會議ニ於ケル軍備平等ノ主張アリ  
ル等ノ事實ニ鑑ミ特ニ揭ゲタルコト

(ハ)不脅威不侵略ノ原則ノ意旨ハ日本政府ハ  
一九三〇年「ロンドン」海軍會議ノ際モ  
採用シタルヲアルガ今回ハ「ジュネーヴ」  
一般軍備會議ニ於ケル實の軍備ノ基準ノ  
原則ノ採用及多數自方進取性ノ武器ヲ廢  
止セントスル主張ヲ爲シタルトニ鑑ミ特  
ニ揭ゲタルコト

(ニ)各國ノ保有シ得ベキ兵力量ノ共通最大限  
度ヲ定ムルノ方式ハ一九三〇年「ロンドン」  
海軍會議ニ於テ佈告ヨリ示サレタル  
所謂妥協案ト同意旨ニシテ又一「ジュネー  
ヴ」一般軍備會議ニ於ケル英法條約集中  
ノ空軍兵力ニ關スル部分ニ示唆ヲ得タモ

Prog. Soc. 1904

ノデアツテ極メテ包容性アリ且各口ニ安  
 全願ヲ具フルモノデアアルコト  
 而シテ右ハ日本ガ既ニ「ジュネーヴ」一  
 般軍縮會議ニ提出シタ案ヲ一層廣範口ニ  
 廣メタモノデアアルコト

(以下次頁へ續ク)

LG of Doc. 1904

29

(ホ) 右方式ハ先ツ高麗軍備國ノ間ニ適用シ多數國ニ模範ヲ示シ夫レ等ヲシテ安神シテ軍縮ヲ實行シ得シメルコト

(ヘ) 航空母艦及主力艦廢止ハ夫レ等ヲ有スル米英日等大海軍國ノミガ比例的ニ犠牲ヲ拂フコトト爲ル理ナルモ之レハ世界平和ノ爲メノ犠牲ナレバ已ムヲ得ザルコト

(ト) 主力艦廢止ニ付テハ日本ハ「ジュネーヴ」一般軍縮會議ニ於テ反對的意見ヲ表明シ居ル關係上今回之レヲ主張スルハ奇異ノ感ヲ與フル虞アルヲ以テ之レガ主張ハ考慮ヲ要スルモ會議ノ狀況之レヲ許サバ廢止ヲ主張スベキコト

(チ) 最高限度ノ定メ方如何ニ依リ日本海軍勢力ガ右限度ニ達スルニ相當年限ヲ要スルコトト爲ル場合モアルベシト雖モ急速ニ右限度ニ達スルカ如キコトハ豫想シ居ラザルコト、各國海軍軍備ヨリ著シキ進攻性ヲ除去シ得レバ勢力關係ハ深ク憂フルノ必要減ズル理ナルコト

(リ) 日本ガ海軍軍備ノ平準化ヲ主張スルニ對シ之ヲ曲解シ日本ガ他國ノ干涉ヲ封ジ中國ニ於テ自由行動ヲ取ラントスルモノナラントノ批判ナキヲ保セザルモ右ハ全ク邪推デアル。現實ノ問題トシテ世界強國ノ利益複雑ナル中國ニ勝手ナル振

LG of Loc 1904

舞ヲ爲セバ米、英、其ノ他多數國ヨリ干涉ヲ受  
クベク斯ル場合ニハ假リニ日本ガ米英何レカノ  
一國ノ海軍勢力ニ對抗シ得ル勢力ヲ保有シ得タ  
リトスルモ夫レ等ヲ合シタル勢力ニ對抗シ得ル  
カナキコトハ明カナルノミナラズ夫レ等ノ國々  
ノ有スル優力ナル商船隊（主力艦・航空母艦廢  
止又ハ減勢ノ曉ハ極メテ有力ナル潜在戦力トナ  
ル）其ノ他ノ潜在戦力ヲ考量スレバ其ノ勢力比  
ハ格段ノ差異ヲ生ジ問題トナラナイコト

(又) 華府條約ノ廢止ハ新方式ニ基ツク軍縮協定ヲ作  
成スル爲メ已ムヲ得ナイ處置デアアル故ニ之レガ  
廢止ノ已ムヲ得ザル理由ヲ速カニ關係國ニ示シ  
能フ限り輿論ヲ刺戟セズ新軍縮協定作成ノ障害  
ヲ作ラザル様ナ方法ヲ採用スルコト

追加セラレタ日本國代表山本少將ガ「ロンドン」  
ニ到着シタノハ十月初旬デアリマシタガ夫レ以前  
ニ日本國ハ五月十七日ニ英國政府ヨリ豫備交渉開  
始ノ提議ニ接スルヤ直チニ詰手續ヲ済マセ五月三  
十日右英國ノ提議ニ應ズル旨並ニ日本代表ハ松平  
陸英大使タルベキ旨ヲ回答シ六月十八日ヨリ對英  
交渉ヲ翌十九日ヨリ對米交渉ヲ開始シマシタ尙米  
國政府ハ六月九日「ノーマンデヴィス」氏ヲ代表  
ニ任命シ渡英ノ途ニ就カシメマシタ隨テ「英國、



Log. Loc. 1904

米國ハ六月及七月討議ヲ開始シタガ日本代表ハ十月迄「ロンドン」ニ到着セズト言フノハ事實ニ非常ナ間違ヒガアリマス

當時英國政府ハ關係國ノ一ノミト交渉スルコトハ動モスレバ一ツノ團結ヲ作り他國ヲ壓迫スルト言フ偏見ヲ生ジ易イノデ（之レハ國際會議ノ際アリガチノコトデアル）

スルコトノナイ様慎重ニ行動シテ居ツタ、現ニ最初ノ會談ハ六月十八日午前英米、午後ハ英日ト言フ「プログラム」ニ依リ公平ヲ期シテ居タ位デアリマス尙ホ念ノ爲各國交渉中主要ナルモノヲ稍具體的ニ述ベレバ概ネ左ノ如クデアリマシタ。

六月十八日 午前英米第一回會談午後「マクドナルド」首相松平代表會談

六月十九日 「デーヴィス」米國代表松平代表會談

六月二十日 英米第二回會談

六月二十一日 英米專門家會談

六月二十三日 米日第二回會談

七月 九日 米日第三回會談

七月十二日 「クレイギー」氏松平代表會談

右期間中日本國ハ駐英海軍武官ヲシテ専門事項ノ取扱者ト定メ更ニ岩下海軍大佐ガ追加急派セラレマシタ

Log No. 1904

32

此ノ交渉ニ於テ本會議ニ於ケル參加國開催地、開催期日及ビ討議範圍等ニ付イテハ余リ困難ノ點ハナカツタガ實質問題ニ付イテハ相當各國ノ間ニ意見ノ相違アルコトガワカリマシタ。六月二十日英米第二回會談行ハレ翌二十一日英米專門家會談行ハレタルトコロ兩國間ニ大ナル意見ノ相違アルコト判明シ殆ンド交渉行詰リノ状態ニ陥ツタトノ風説アリトノ報告ガアリマシタ。又右ニ關聯シ六月二十二日「ヘラルド」紙ニ英國提案トシテ

(1) 華府條約有效期日満了ト同時ニ新戰艦艦隊ヲ建造スルコト

(2) 新巡洋艦三十隻ヲ建造スルコト總計保有量七十隻ヲ要求スルコト

(3) 新驅逐艦多數ヲ建造スルコト

(4) 新航空母艦ノ建造

ヲ掲載セラレマシタ而シテ六月二十八日「クレギル」氏松平代表會談ノ際英國ノ巡洋艦七〇隻要求ハ豫テヨリ英國ノ最小限度要求トシテ主張シテ居タモノデアルト説明シ又米國ニ於テ六月二十五日齋藤駐米大使ガ「ハル」國務長官ヲ訪問シタ際「英國ガ巡洋艦ヲ七〇隻ニセントシ新聞ヲ利用シ宣傳シ居ルハ了解ニ苦シム」ト言ヒ不滿ノ意ヲ洩シタトノ報告ニ接シマシタ。更ニ又七月九日「デヴィス」

1 Sep. 1904

代表松平代表會見ノ際「テヴィス」代表ハ「英國ノ小艦多数主義ト米國ノ大艦小致主義トノ調和困難ニシテ交渉進展セズ一應歸國シテ再来シ「反イ」トノ旨ヲ述ベマシタ。伊國ハ六月十五日、佛國ハ六月二十一日頃豫備交渉ヲ應諾シ七月九日ヨリ一日迄ノ間ニ英佛會談ガ行ハレマシタ。之レヨリ曩キ六月五日日本ノ國際聯盟海軍代表洪少將ハ佛國ノ國際聯盟海軍部員「ドルース」大佐ヨリ壽府ニ於テ會見ノ際同大佐カラ佛國ノ關心ハ獨伊國ニシテ其ノ他ニ興味ナシトノ言ヲ聞キ又六月十六日佐藤大使ガ「マツシグリ」氏ト會談ノ際「豫備交渉ニハ參加スベキモ五國ノミノ會談ニハ參加シ難ク全海軍國ノ會談ナラザレバ意味ナシトノ趣旨ノ主張ガ「マツシグリ」氏ヨリ爲サレタ旨ノ報告ガアリマシタ。更ニ十月二十二日松平代表ガ佛國大使ト會見シタルトコロ「佛國政府ハ海軍問題ヨリモ一般軍備問題ヲ重視スル」ト語リマシタ。日本政府ハ六月二十九日松平代表ニ對シ實質問題ニ付イテモ討議シ差支ナキ旨ヲ訓電シタノデアリマスガ事實上實質問題ニハ深く立入ルコトハナカツタノデアリマス。斯クノ如ク豫備交渉ノ前途ニハ容易ナラヌ難關ノ存在スルコトガ解ツタ次第デ日本政府ノ豫備交渉

Def. Soc. 1904

ノ第二次訓令中ニ「今次豫備交渉ノ複雑ヲ極ムベキニ鑑ミ云々」ト記載シテアツタノハ斯様ナ事情ヲ考慮シテ代表ニ注意ヲ與ヘタノデアリマシタ。而シテ第一次ノ豫備交渉ハ七月一時中止スルコトニ英米日ノ間ニ了解ガ成立シ七月十七日英米日ノ各首都ニ於テ同一内容ノ發表ヲ同時ニ行フコトトナリマシタ

(第七)豫備交渉ハ十月二十三日再開セラレ米、英、日ノ三國代表ノ間ニ主トシテ實質問題ニ關シテ討議セラレマシタ

此ノ豫備交渉ニ於テハ三國ノ間ニ各々相當重大ナ意見ノ相違ガアツタニ拘ラズ討議ハ極メテ溫和ナ雰囲気ノ間ニ行ハレマシタ。之ハ後日ノ事デアリマスガ「スタンドレイ」大將ガ山本中將ニ宛テ手紙ヲ送り「日本ニ「オリンピック」競技大會ガ開催セラルル際ハ余ハ米國委員トシテ日本ニ行クヤモ知レズ其ノ際中將ニ面會出來ルノ誠ニ樂シイコトデアアル」ト述ベテアリマシタ又「クレイギー」氏ガ日本國駐劄大使ト爲リ赴任スルヤ外務省訪問サヘ濟マナイ先ニ當時海軍次官タリシ山本中將ヲ訪問シ引續キ極メテ親密ニ交際ガ行ハレマシタ山本中將ハ國內ノ一部カラ彼ハ親英米派ノ人物ナリトテ攻撃サレタコトガアリマシタ

1904. Dec. 1904

(A)

英日第二交渉ハ山本代表及米國代表「ロンドン」  
到着前非公式ニ開始セラレマシタ。即チ十月八日  
「サイモン」外相ガ松平代表ノ來訪ヲ求メ懇談ヲ  
遂ゲタノデアアルガ其ノ際松平代表ハ日本ノ主張ノ  
大要ヲ説明シタノデアリマス尤モ正式交渉ハ米國  
代表モ「ロンドン」到着後十月二十三日ヨリ開始  
セラレマシタ。(日本ノ主張スル軍艦「フオーシ  
ユラ」ニ關スル部分)  
二十三日再開後ノ第一回英日會談ノ際日本代表松  
平、山本ノ兩代表ニヨツテ訓令ニ基ツク日本ノ浪  
本主義ヲ説明シタルトコロ之レニ關シ其ノ際及ビ  
其ノ後ノ會談ニ於テ大要左ノ様ナ意見ノ交換ガ行  
ハレマシタ

(イ) 英國ノ質問及意見

- (1) 各國國情ニ依リ「バルネラビリテ」ヲ異ニ  
スル從ツテ各々海軍力ノ所要量モ異ルベク共  
通最大限度ヲ定ムルコトハ不合理ナラズヤ
- (2) 日本案ニ依レバ英國ノ如キ「バルネラビリテ  
」大ナル國モ「バルネラビリテ」小ナル  
國モ同一限度ノ保有兵力トナル場合アルコト  
トナルガ之レニテ「バルネラビリテ」大ナ  
ル國ノ不安ヲ除キ得ルヤ
- (3) 海軍力ハ或ル程度絕對的ナルト共ニ他面相對  
的ナリ共通最大限トスレバコノ限度迄必要ト

Def. Soc. 1904

36

セザル國ハ停滯性アルモ必要トスル國ハ右限

度ニ制限セラルル不都合ヲ生ズル

(4) 最高限度以下ニ止マル國ノ保有兵力量ハ何人

ガ定ムルヤ

(5) 「ナシヨナルプレステール」ノ問題ハ良ク了

解シ得

(6) 兵器ノ攻撃的ナリヤ、防禦的ナリヤハ何ニ依

リテ區別スルヤ

航空母艦ハ地中海北海ニ於テ陸上ヨリノ空中

攻撃ニ對抗スル爲メ必要ナレバ廢止ハ困難デ

アル主力艦ハ自國ノ安全ノ爲メ防禦上必要デ

アル甲級巡洋艦ニ關シテハ日本ノ意見ト大差

ナシ潜水艦ハ艦型ヲ極端ニ縮少セバ防禦的ト

ナル

(ロ) 日本ノ答へ及ビ意見

(1) 元來國防ノ安全感ハ資源工業力其ノ他ノ素因

ニ依リテモ左右セラルルニ依リ「バルネラビ

リテール」論ヲ提ゲテ兵力ヲ定ムル資料トナス

コトハ適當ニアラズ日本ノ方針ハ攻撃的兵力

ノ廢止縮減ニ依リ兵力ノ内容ヨリ攻撃的性質

ヲ除去セントスルニ在ルカラ自然各國ノ「バ

ルネラビリテール」ハ消滅シ或ハ大イニ減少ス

ル答デアアル

18 of Dec. 1904

37

「バルネラビリテー」多キ國ノ最少兵力ヲ以テ最高限トシ「バルネラビリテー」少キ國ハ夫レ以下ニ止マルベキコトハ日本ノ豫期スルトコロデアル現ニ五大海軍國以外ニハ條約ナキモ或ル一國ガ過大ナル海軍ヲ整備シ建艦競争ヲ起シタ例ガナイ

(2) 英日ノ間ニ事情ノ差アルコトハ認ムルモ一方英米ハ「バルネラビリテー」ニ大差アルニ拘ラズ均等ナラズヤ對英關係ヨリ見レバ米ト日トノ間ニ差異アリトハ思ハレナイ

又米國ト日本トノ關係ヲ見レバ日本ハ米國ニ比シ國防上大ナル「バルネラビリテー」ヲ有ス假リニ同率トナルモ日本ガ米國ノ脅威トナル筈ハナイ

(3) 攻撃的武器ヲ極度ニ制限シ海軍軍備ヨリ攻撃的性質ヲ極度ニ減少スレバ海軍軍備ノ相對關係ヲ重視スル必要減ジ共通最大限ヲ定ムルモ不安ナキ筈デアアル

(4) 最高限以下ニ止マル國ノ保有兵力ハ其ノ國自身ガ必要最少限度ヲ基準トシテ定メル

(5) 日本ハ安全感ヲ得ルコトヲ欲スルモ又國民ノ「プレステイヂ」ノ問題ヲ重視スル故ニ華府條約ノ比率ト言フ假定ヨリ離レテ凡テノ問題ヲ考ヘラレンコトヲ望ム

Ref. Dec. 1904

38

(6) 航空母艦、主力艦、甲級巡洋艦ノ順ニテ攻撃的性質ヲ有スト考ヘ乙級巡洋艦、驅逐艦及潜水艦ハ防禦的ノモノデアルト考ヘル故ニ前者ハ全廢又ハ極度ニ減ズベク存置セバ艦種別制限トスル、後者即チ乙級巡洋艦以下ハ總噸數制限トシ以上ヲ總括シテ共通最大限ヲ定メ度

シ  
航空母艦ハ全廢シ度ク主力艦ハ五國以外ニ保有國モアリ即時全廢不可能ナラバ極度ニ減シ

度ク甲級巡洋艦モ成ルベク縮減シタシ  
(此ノ攻撃的武器防禦的武器ヲ區別スル觀念ニ付イテ日本代表ハ英國代表ガ一九二七年三回海軍會議ニ於テ八吋砲巡洋艦ヲ攻撃的武器ナリトシテ強硬ニ之レガ制限ヲ主張シ又大型潜水艦ハ攻撃的武器ナルモ小型潜水艦ハ防禦的ナリト幾多ノ機會ニ於テ主張シタル事例ヲモ知ツテ居タノテ此ノ兩者ヲ區別スルコトハ略々一般ニ認メラレタ觀念デアルト考ヘテ居マシタ)

(兵力量ニ關スル部分)  
日本ノ主張ハ各國海軍軍備ノ有スル攻撃的性質ヲ除去スルコトヲ立前トシ小海軍軍備國ノ不安ヲ除クコトヲ主眼トシテ居ツタノテ其ノ主張保



Def. Soc. 1904

有量モ極メテ低度ノモノテ英國ノ主張トハ格段ノ差ガアツタ尙英國主張ノ兵力量ハ既存條約所定量ヨリ大トナル傾向ガアツタ而シテ英國ノ主張ニハ海軍兵力ニハ絶對的所要量アリトノ考ヘガ多分ニ含マレテ居ル如キ感想ヲ受ケマシタ  
一九三四年十二月二十八日「チャートフィールド」大將山本中將會談ノ際山本中將ノ示シタ案ハ左ノ通りデアツテ本案ニ依レバ日本モ甲級巡洋艦以上ニ於テ比例的ニ米英同様著シイ減少トナリ又乙級巡洋艦以下ニ於テハ米英ト雖モ減勢トナラナイコトトナツテ居マシタ

航空母艦 全廢強イテ保有ストセバ 三隻

主力艦 全廢シ得ザレバ 六隻又ハ八隻

甲級巡洋艦 更ニ縮減ヲ希望スルモ 八隻

乙級巡洋艦以下 三十五萬噸

十二月十三日「チャートフィールド」大將山本中將會談ノ際「チャートフィールド」大將ノ携ヘタル表ニ記載シアリタル數字ハ概ネ左ノ通りデアリマシタ

主力艦 (ニ五〇〇〇噸又ハ三〇〇〇噸) 一五隻  
航空母艦 五隻

Rep. Dec. 1904

40

甲級巡洋艦

一五隻

乙級巡洋艦

二四三、八〇〇噸

(註) 右ノ外艦巡艦一五〇、〇〇〇噸潜水

艦五〇、〇〇〇噸外ニ艦齡超過巡洋

艦二〇隻艦巡艦若干トナル計算デア

リマシタ

一九三五年一月十六日英海軍政府ヨリ日本代表部

ニ送付セル英海軍ノ國防上所要最低兵力ニ關スル

覺書ニ表ハレタ數字ハ概ネ左ノ如クデアリマシ

タ

主力艦 (二五、〇〇〇噸)

一五隻

航空母艦 (二二、〇〇〇噸)

五隻

甲級巡洋艦

一五隻

乙級巡洋艦

五〇隻

艦齡内六時砲巡洋艦ハ毎年約三隻建造シ終

局ニ於テ七〇隻ニ到達セントスル、一九四

二年末艦齡内甲乙級巡洋艦合計四七隻ニシ

テ不足額ニ對シ艦齡超過艦ヲ保有スル必要

ガアル

驅逐艦

他國ノ潜水艦保有量ガ現在以上ニ増加スレ

バ艦齡超過艦建造ヲ追加保有スル必要ガア

ル

LC of Doc. 1904

海 水 艦

全廢シ得ザレバ現狀以下ニ制限スル

右英海軍提示ノ最低限度所要求ト稱スルモノハ一九二七年「ジュネーヴ」三國海軍會議ノ際六月二十八日第三回專門委員會ニ於テ自防所要求トシテ提示シタル所米國側ガ英國ノ要求量ハ米國提案ノ二倍トナリ軍備ノ實ガナイト烈シク非難シタ案ト略々同様ノモノデアツテ巡洋艦ニ於テハ現狀ヨリ二〇隻ヲ増加シ七〇隻トシ主力艦航空母艦ノ隻數ハ縮減セズ各艦種要求兵力量ノ合計ハ「ワシントン」一ロンドン一兩條約協定兵力量ヨリ寧ろ増大スル傾向ノアルモノデアリマシタ

結局英自主張ノ根本ハ海軍兵力ニ絕對量ヲ認メントスルモノデアツテ之レハ他ノ國ニ於ケル軍備ノ一般概念ト合ハナイコトナルデアル。此ノコトニ關シテハ既ニ一九二七年三國海軍會議ニ於テモ米國代表ニ依ツテ明カニセラレタコト（別紙第十五）テ而モ理由アリト認メラレタコトナレバ此ノ英國ノ主張ニ對シテハ日本側トシテハ眞ニ當惑シタノデアリマス

Ref. Doc. 1904

42

(B) 米、日第二次交渉ハ十月二十四日ヨリ開始セラレマシタ。

(日本ノ主張スル軍縮「フォーミュラ」ニ關スル部分)

英日第一回會談ノ翌日、即チ十月二十四日、米國第一回交渉ヲ行ヒ日本代表、松平、山本ノ兩代表ニ依ツテ英國ニ對シテ行ツタト同様ニ日本ノ根本主張ヲ説明シタルトコロ之レニ關シ其ノ際及ビ其ノ後ノ會談ニ於テ交換サレタ意見中、英日會談ノ際ト幾分異ル部分ヲ述べレバ凡ソ左ノ如クデアリマシタ。

(1) 米國ノ質問及ビ意見

(1) 平等權ノ意義如何

(2) 潜水艦ハ通商破壊ノ點ヨリ見テ防禦的武器ト見得ルヤ。

(3) 一九二二年ノ「レラテブ・ストレンジス」ハ何故ニ日本ニ脅威ヲ與ヘタルヤ。

(4) 日本ノ共通最大限規定ノ方針ハ佛伊ニモ同等ノ勢力ヲ認ムル意ナリヤ。

(5) 質的制限ノ細目如何

(6) 海軍力ノ増加ハ國家ノ「ブレステイヂ」ノ増加トナラズ支那問題ニ付イテ言ヘバ英、米、日、三國協力シテ當ルコトコソ國家ノ「ブレ

LC of Doc 1904

43

- (7) ステージ」ヲ増加スルコトトナル。  
均等海軍勢力必ズシモ安全ノ均等トハナラナイ。
- (ロ) 日本ノ答へ及ビ意見
- (1) 平等權ノ主張ハ各國ガ平等ノ基礎ニ立チ協定スルノ意味デアツテ現實ニ最大限度迄造艦スルノ意味デハナイ、國力ニ應ジテ整備セントスルノデアアル。差等比率ハ國家ノ「ブレステ」イデ」ノ上ヨリ見テ適當デナイ。
- (2) 通商破壊ノ點ハ他ノ艦種モ同様デアツテコノ點ノミヲ取り潜水艦ヲ批判スルコトハ出來ナイ。潜水艦ノ使用ニ付イテハ「ロンドン」條約ニ嚴格ナル制限規定ガアル。
- (3) 一九二二年華府海軍軍備制限條約ニ依リ日本近海ニ於ケル兵術的均衡ヲ得タト考ヘラレタルガ艦船ノ行動力ノ増大ハ海洋ノ距離ヲ短縮シ攻撃者ニ有利トナツタ。
- (4) 共通最大限方式ニ依リ佛伊ガ同等ノ權利ヲ要求スレバ拒ム理ナキモ兩國間ノ關係ハ兩國ニテ協定セシメ差支ナイ。
- (5) 質的制限ニ關スル問題ハ日本ノ根本方針ト不能ノ關係ニアル右方針ハ戰爭ヲ不可能ナラシ

Def. Doc. 1904

44

ムルコトが基礎トナツテ居ル。根本方針定  
マラザレバ細目討議ハ無意義デアル。

(6) 支那問題ニ關シ三國協力スルコトハ同感ナ  
ルモ唯平等ノ立場ニ立チテ協力スルヲ要ス  
ル。

比率ノ觀念ハ國民感情上、兩國間關係ニ不  
必要ニ好マシカラザル影響ヲ與フル虞ガナ  
イトハ言ヘナイ。

(7) 均等海軍勢力ガ必ズシモ安全ノ均等トナラ  
ナイトノ議論ガアツタガ少クトモ既存條約  
ハ安全ヲ深ク考慮シタモノデハナイ。米國  
ノ五ノ勢力ガ日本ノ三ノ勢力ニ對シテ脅威  
ナラズトスレバ日本ノ五ノ勢力ガ米國ノ五  
ノ勢力ニ對シテ脅威トナル筈ガナイ。

建造ニ關シテハ英ハ兎ニ角米ノ豊富ナル資  
限及建造能力ハ米國ニ頗ル有利デアル。

(兵力量ニ關スル部分)

米國ハ「ロンドン」條約及華府條約ノ範圍内ニ  
テ二割ノ縮減ヲ行フ建前ナリ、ト述べタルモ之  
レガ適用ニ關スル具体案ハ示シマセンデシタ。  
十二月十四日「スタンドレー」大將ト山本代表  
會談ノ際、英國建造計畫案ニ關聯シテ「スタン  
ドレー」大將ガ示シタ米國海軍建造計畫ノ數字

Def. Soc. 1904

ハ左ノ如クデアリマシタ。

主力艦

一九三六年以前

○

三七、三八、三九年

各一

四〇年

○

四一、四二年

各一

計五隻

航空母艦

一九三六年以前 一建造中

三七年以降

○

計一隻

甲級巡洋艦

一九三六年以前 一八

三七年以降

○

計一八隻

乙級巡洋艦

一九三六年以前 二

(「オマハ」級代換)

三七年以降

八

計一〇隻

驅逐艦

嚮導驅逐艦 毎年 四

驅逐艦 毎年 一二

計

二八隻  
八四隻

潜水艦

毎年

六

計

四二隻

45

LC of. 1904

46

- (0) 米英兩國間ニハ、十月十三日及十四日、英米間ノ交渉アリシトコロ翌十五日「クレイギー」氏ヨリ加藤參事官ノ來訪ヲ求メ英米交渉ニ關シ概要左ノ如ク通知シマシタ。
- (1) 英國ハ小艦多數ヲ主張シ米國ハ大艦巨砲ヲ主張シタ、英國ノ主張ヲ認ムル場合ニハ米國側モ他ノ艦種ニ多數ヲ認メ埋メ合セノ必要アリト主張シタ。
- (2) 英國ト日本トノ間ニ打開ノ途ガ講ゼラルレバ英、米國間ノ意見モ纏メ得ルデアラウ。
- (3) 英國ハ質ノ制限ハ建艦競争防止上重要デアルト主張シタ。
- 尙佛、伊國ニ對スル交渉ニ付イテハ余リ交渉ガ進ンダトノ報告ニ接シマセンデジタ。
- (D) 米國ハ既存條約ヲ基礎トシテ其ノ比率ヲ維持シツ、各國保有量ヲ二割減少スルノ案ヲ持ツテ居ルコトハ屢々言明シタガ其ノ具體的案ハ提出セラレナカツタノデアリマス。尙之レニ關聯シテ「スタンドレー」大將ハ山本中將ニ對シテ十二月三日「如何ナル艦種ニ付イテモ増勢ニ同意シ難イ英國ノ巡洋艦増勢ニ對シテモ同意シ難イ旨述べテ居ル點カラ考ヘテ此ノ米國案ハ各艦種ニ付キ一律ニ、二割減ヲ爲サントスルモノト



Def. Dec. 1904

思ハレマシタ。然シナガラズノ如キ方法ハ小海軍國ニ對シ勢力關係上ハ益々苦痛ヲ増サシムルモノデアアルノミナラズ實際問題トシテ英日ノ如ク條約量ニ達スル現在勢力ヲ有スル國ト米國ノ如ク主力艦以外ハ條約量ニ達スル現在勢力ヲ有セザル國トノ間ニハ多大ノ犧牲ノ差異ヲ生ズベキ事ガ豫想サレ公平ナ結果ハ得ラレナイト感ゼラレマシタ。尙之レト同様ノ趣旨ノ提案ガ一九三二年二月九日一般軍縮會議第五回本會議ニ於テ「ギブソン」米國代表ニ依リ提案セラレタガ之レニ對シ佛國專門委員「ドルーズ」大佐ハ日本專門委員大佐ニ對シ佛國ハ此ノ案ニハ贊成出來ナイ旨ヲ語リマシタ。(同年二月二十五日)英國ハ十一月七日、英日交渉ノ際一ツノ試案ヲ提示シマシタ。其ノ案ハ「各國ハ海軍力ニ關シ自發的且一方的ノ宣言ヲ行ヒ該宣言集リテ主要國海軍力ノ全体ノ表ガ出來上ル仕組ニシテ此ノ際關係國ノ保有セントスル量ノ内容ヲ知り其ノ内容ニ付キ協議スルコトトシテ若干年間各海軍力ノ「プロポーション」ヲ保持シ得シメメントスル」コトヲ趣旨トスルモノデアリマシタ。右英國案ニ付イテ日本側ヨリ「兵力ノ宣言ヲナシタル後、其ノ決定ハ各國協議スベキカ」又「

Def. Rec. 1904

48

現存比率ヲ基礎トシテ將來ノ兵力ヲ定メントスルモノナリヤ」ト質問シタルニ對シ英國側ハ「兵力決定ニハ協議ノ要アリ」「ブレスターデ」ハ均等ナル兵力ノ均等ハ認メズ」又「計畫ヲ變更シ度キトキハ協議スル」ト言フ意味ノ答ガアリマシタ。

右建造計畫宣言ノ案ハ趣旨トスルトコロハ現存條約ノ勢力關係ヲ維持セントスルモノデ又徹底シタ軍縮ヲ實現セントスル目的ヲ含ンデ居ラヌ、一時ヲ糊塗スル不徹底ナモノデアツテ日本ノ根本主張トハ相容レナイ點ガアルト日本代表ハ考ヘタノデアアルガ各國ノ主張ヲ調和スル爲メニハ自己ノ案ノミヲ固執スベキニ非ズト考ヘ之レニ對シ英國側ト共同研究シ十一月二十七日英日代表會談ノ際、日本側ハ「英國提案ニ依ル各國建造計畫ハ必要ニ應ジ變更シ得ルトノコトナルガ斯クテハ却テ無制限建造競争トナル虞アルニ依リ、英國案ニ共通最大限ヲ設定シ此ノ限度ニ達スルハ即時ニアラズ漸進的ニ達スルガ如クスルヲ可ト認ムル旨ノ修正ノ申入レヲ爲シ更ニ十一月三十日、山本中將ハ「チャトフィールド」大將ト自由討議ヲ行ヒ、日本代表ハ十二月十日、英國案及ビ之レニ關スル交渉ノ狀況ヲ政府ニ報

15 of Dec. 1904

告スルト共ニ之レニ關スル政府ノ見解ヲ求メ、  
又日本代表部ハ英國案ヲ基礎トスル場合ニ之レ  
ニ共通最大限ノ方式ヲ挿入スル方式ニ付イテ左  
ノ如キ試案ヲ作製シテ爾後ノ交渉ニ應ズル準備  
ヲ整ヘマシタ。

第一案

(1) 各艦種毎ニ保有シ得ベキ最大限ヲ主力艦三〇  
〇、〇〇〇屯、甲級巡洋艦一〇〇、〇〇〇屯、  
乙級巡洋艦以下四〇〇、〇〇〇屯トスル。

(2) 「ヤードステック」

主力艦三、 甲級巡洋艦二、

乙級巡洋艦以下一、

(3) (1)ノ屯數ニ(2)ノ「ヤードステック」ヲ乗ジタ  
ル換算屯數

主力艦九〇〇、〇〇〇屯、甲級巡洋艦二〇〇、  
〇〇〇屯、乙級巡洋艦以下四〇〇、〇〇〇屯、  
計一、五〇〇、〇〇〇屯

(4) 各國ハ換算屯數一、二〇〇、〇〇〇屯ニ相當  
スル現實兵力ヲ超過スル兵力ヲ保有スルコト  
ヲ得ナイ。

第二案

(1) 各艦種毎ニ保有シ得ベキ最大限ヲ主力艦三〇  
〇、〇〇〇屯、航空母艦六〇、〇〇〇屯、甲

Def. Sec 1904

級巡洋艦一〇〇、〇〇〇噸、乙級巡洋艦以下

四〇〇、〇〇〇トスル

(2) 「ヤードスチック」

主力艦三、航空母艦五、甲級巡洋艦二、乙級

巡洋艦以下一、

(3) (1)ノ噸數ニ(2)ノ「ヤードスチック」ヲ乘ジタ

ル換算噸數

主力艦九〇〇、〇〇〇、航空母艦三〇〇、〇

〇〇噸、甲級巡洋艦二〇〇、〇〇〇噸、乙級

巡洋艦以下四〇〇、〇〇〇噸、計一、八〇〇、

〇〇〇噸

(4) 各國ハ換算噸數一、五〇〇、〇〇〇噸ニ相當

スル現實兵力ヲ超過スル兵力ヲ保有スルコト  
ヲ得ナイ。

右二案ノ思想ハ義ニ述ベタ「ポール・ポンター  
ル」案及「ロンドン」條約ニ基クモノデ或ル程  
度、美國及米國ノ希望ヲ取入レタモノデアリマ  
シタ。尤モ保有兵力ノ小ナル點ニ於テ當時ノ狀  
況カラ見テ直チニ英米側ノ受諾ヲ得ルコトハ稍  
困難ト豫想セラレタルモ之レヲ基礎トシテ英米  
側ト交渉ヲ重ヌレバ必ズ或ル了解點ニ達シ得ベ  
シト日本側デハ信ジテ居タノデアリマス。  
然シ米國側ハ二割減案ノ外確定ノ對案ヲ示サズ

29 of Dec. 1904

51

「クリスマス」前歸國ヲ希望シ（最初十二月十七日「ロンドン」出發ヲ希望シタルモ後二十日以後出發ノコトニ變更ス）十分ナル討議ヲナスコトガ出來ズ右日本試案モ遺憾ナガラ正式ニ提出スル機會ガナカツタノデアリマス。

(B)

豫備交渉ハ十二月十九日ヲ以テ一應休會トナリマシタガ、日本側ハ散會スルトモ再會ノ期日ヲ決定シ置クヲ可トスベク邁クトモ明年三月迄ニハ再會シ得ル様ニ休會ヲ期限附ノモノトスルコトヲ希望シ英國外相ハ米國ガ同意ナラバ差支ナキ旨ヲ答ヘマシタ（十二月十八日、英日會談）。而シテ交渉再會ガ日本ノ希望通りトナラバ山本代表、其ノ他ノ東京ヨリノ派遣員ハ大部分「ロンドン」ニ滞在スル豫定デアリマシタ。

然ルニ米國側ハ期日ヲ確約スルヲ好マズ又一定ノ基礎ナクシテ漫然再會スルモ無益ナリト言ヒ英國側ハ強テ米國側ニ要求スレバ却テ此ノ儘流會トナル虞アリト言ヒ自ラ要求スルヲ欲シナカツタノデ日本側ヨリ直接米國側ニ申入レ（十二月十九日）タガ遂ニ米國側ノ同意ヲ得ルニ至ラズ再開期日ヲ確定スルコトハ不可能トナリ唯成ルベク速カニ好機ヲ捉ヘテ、再會スベキコトヲ約束スルニ止マリマシタ。

Def. Doc. 1904

52

爾後ハ、英、米國側ト正式交渉ヲナスコトハ不  
可能トナリタルモ、日本側ハ尙ホ再開ノ際交渉  
ヲ圓滑ナラシムルコトヲ可ト認メ又難點解決ノ  
端緒ヲ發見シ置クコトハ關係國相互ニ取リ希望  
スベキコトト考ヘラレタノデ正式休會後モ英國  
側トノ連絡ヲ斷タズ交渉ヲ進メ（十二月二十八  
日、二十九日翌年一月十八日）十二月二十八日  
「チャトフィールド」大將「クレイギー」氏及  
山本中將會談ノ際ニハ英國側ヨリ「貴官歸國セ  
バ建造計畫方式ヲ討議ノ基礎トスルコトニ政府  
ノ同意ヲ得ル見込ミアリヤ」ト質問シ之レニ對  
シ山本中將ハ「最大保有量ノ點ヲ解決シ得バ必  
ズシモ不可能トハ思考セズ余ハ最善ヲ盡シ打開  
ノ途ヲ講ズベシ」ト答ヘ協定成立ニ努力スベキ  
ヲ約シタノデアリマス。歸國後、山本代表ハ論  
係國間ニ了解ニ達シナカツタコトヲ遺憾トスル  
モ各國共其ノ主張ヲ披瀝シ互ニ夫レヲ了知スル  
コトガ出來タモノト認ムルモ日本ノ主張ヲ米英  
國側ニ容認セシムルコトハ今後一層ノ努力ヲ必  
要トスル旨ヲ復命シテ居リマス。

（別紙第十六）

29 of Dec. 1904

53

(第八)「ワシントン」海軍條約廢止ノコトハ日本側トシテハ今回ノ主張ガ「ワシントン」條約ニ規定セララル各國間ニ差等勢力ヲ確定スル方法ニ依ラズ之レトハ根本的ニ異ル方法即チ各國平等ノ立場ニ立ツコトヲ原則トスル關係上同條約ニ規定セラルル改訂條項(第二十一條)ニ依リテハ改訂ノ途ナク新基礎ニ基ツク條約作製ノ爲ニハ同條約第二十三條第一項ニ依リ廢止通告ヲ爲シ以テ其ノ第二項ニ依リ一年內ニ開催セララルベキ會議ノ開催ヲ求メル以外ニハ確實ナル方法ガナイトノ結論ニ達シ其ノ旨訓令ニモ示サレテ居マシタ。

尙訓令ニハ廢止ノ方法トシテハ能フ限り平穩裡ニ行ヒ爾後ノ交渉ニ惡影響ヲ及ボサス爲最大ノ注意ヲ拂フコト從テ出來得レバ關係國ノ合意ニ依リ之レガ廢止ノ手續ヲ爲シ次テ各國協力シテ新協定ノ成立ニ努ムルコトヲ示シテアリマシタ。

右訓令ノ趣旨ニ從ヒ豫備交渉代表ハ豫備交渉再會ノ翌日即チ十月二十四日米日會談ノ際米國代表ニ對シ「ワシントン」條約ヲ廢止セザルヲ得ザル理由ヲ傳へ同月二十六日英日會談ノ際「ワシントン」條約ヲ廢止シ度キ旨ヲ傳へ同月二十七日米日會談ノ際共同シテ廢止シタキ希望ヲ述べ同月三十一日米日會談ノ際日本代表ハ同條約廢止ハヨリ良キ土

Doc. 1904

54

台ノ上ニヨリ良キ協定ヲ結バントスル旨ヲ説明シ  
タガ米國ハ「ワシントン」條約ノ廢止ヲ好マズ又  
英國ハ共同通告ニハ同意ヲ表シマセンデシタ。  
十二月六日英日會談ノ際英國側ヨリ「日本ノ廢止  
通告ハ本年內ニ行ハルレバ效力ニ變リナキ次第ナ  
レバ其ノ時期ハ成ルベク遲キヲ可トスル新クスレ  
バ米國側ヲ引止ムル上ニ於テモ又米國側ニ對シ自  
分ノ方ヨリ日本ニ於テハ誠意ヲ以テ何等カノ解決  
方法ヲ發見スルヲ希望スルモノナリト說得スル上  
ニ於テモ效果アリト思考ス」ト述べ廢止通告ヲ余  
リ早目ニセザランコトヲ希望シマシタ。  
之レヨリ幾キ十一月二十二日松平代表ハ英國駐劄  
倭國大使ニ「ワシントン」條約廢止ニ關スル日本  
側意向ヲ傳ヘタガ明確ナル返事ハ聞カレマセンデ  
シタ。

以上ノ如キ繞緯ガアリ日本政府ハ出來得ル限り廢  
止通告ヲ遲ラセ十二月二十九日ニ齋藤駐米大使ヨ  
リ「ハル」國務長官ニ通告シタノデアリマス。  
從テ日本ノ「ワシントン」條約廢止ハ豫備交渉ノ  
結果ヲ見テ行ツタモノデハナク偶々休會後ニ行ハ  
レタノハ關係國ノ希望ヲ容レ之レニ從ツタ爲デア  
リマシタ。

「ワシントン」條約ハ殆ンド前例ヲ見ナイ英斷ノ



Def. Soc. 1904

55

下ニ締結サレタ軍縮ニ關スル條約デアツテ之レニ依リ世界平和ニ貢獻シタ偉大ナル功績ハ日本政府モ十分之レヲ認メテ居タノデアリマスガ條約ノ規定ノ内容ニ付イテハ關係國ノ間ニ相當ノ不滿ガアツタコトハ事實デアリマス。現ニ佛國ハ主力艦ノ勢力比率ヲ補助艦ニ迄及ボスコトニ斷然反對シタタメ、補助艦ニ關スル保有勢力ニ關スル協定ハ不成立トナリ其ノ後ノ會議即チ一九二七年及一九三〇年ニ於テモ佛國ハ參加ヲ拒ミ又兵力量ノ制限ニハ同意シナカツタノデアリマス。而シテ又佛國ハ一九二九年十二月二十日附ノ電書ヲ以テ一九三〇年「ロンドン」海軍軍縮會議ニ對スル態度ヲ示シマシタガ其ノ中ニ左ノ様ナ文言ガアリマシタ。

軍縮方式ニ關スル問題ハ少ナカラズ重要ナモノデアアル「ワシントン」會議ノ例ニ依レバ米國政府及英國政府ハ單ニ數字上最モ有力ナル海軍ニ關シ海軍兵力ヲ割當テ而モ算術上比率ニ基礎ヲ置タコトヲ意圖シタ如ク思ハレタ、然シテガラ一九二四年「ローマ」ニ於ケル會議ノ經驗ニ依レバ「ワシントン」條約ノ主義ハ聯盟ガ各國海軍ニ之レヲ擴張適用セントスルニ際シ噸差ヲ來シタ、而シテ又單純ナル比

Def. Soc. 1904

率ナルモノハ聯盟規約第八條ニ規定セラレタ主義即チ各國ハ其ノ地理的地位及諸般ノ事情ニ從ヒ其ノ軍備ヲ國ノ安全及ビ其ノ國ニ課セラレタ國際義務ニ相應スル最底限度迄縮少スルコトヲ各國ニ對シ合理的ニ適用スルコトヲ許サナイモノデアルト言フコトガ屢々「ジュネーブ」ニ於テ唱導セラレタ。

斯カル苦情ハ屢々他ノ國ニヨツテモ申立テラレタノデアリマスノデ日本トシテハ平穩裡ニ各國ノ満足スル條約ヲ作成スルノニハ「ワシントン」及「ロンドン」條約ノ採用シタ方式トハ異ツタ軍艦方式ガ絕對ニ必要デアルトノ確信ヲ持ツテ居タノデアリマス。尙亦「ワシントン」條約ノ兵力内容ニ付イテハ日本國ハ締結當時ニ於テモ必ズシモ満足シテ居ラナワツタコトハ前述ノ通りデアリマス。夫レヲ更ニ十數年後迄モ其ノ儘トシ技術兵器ノ進歩國情國際情勢ノ變化等ヲ無視シテ永續スルコトハ愈々其ノ内容ガ公正ヲ失クコトモ生ズル理ナノデ一九三六年後即チ其ノ有効期限後永續セシメルコトハ適當デハナイトノ考ヘヲ持ツテ居タノデアリマス。

而シテ「ロンドン」條約ハ一九三六年末ヲ以テ當

Def. Dec. 1904

然失效スルノデアリマスノデ問題ハ生ジマセンガ  
 「ワシントン」條約ニハ有効期間延長ノ規定（第  
 二十三條第一項）アリ又改訂ノ規定（第二十一條、  
 第二十二條）モアルノデ改訂ニ依リ新狀態ニ應ジ  
 又締約國以外ノ國ヲモ満足サセ得ル如キ方法アリ  
 ヤノ點モ研究サレタノデアリマスガ其ノ研究ノ結  
 果ハ「ワシントン」條約ノ改訂規定ニ依ツテハ根  
 本的ノ改訂ハ困難デアル新基礎ニ基ヅク協定ヲ作  
 成スル爲ニハ同條約第二十三條第二項ニ依リ廢止  
 通告效力發生後一年內ニ締約國全部ニ依リ開議セ  
 ラルルヲ要スル會議ニ依ルヲ最モ確實ナル方法デ  
 アルトノ結論ニ達シタノデアリマス。之レニ關ス  
 ル研究報告ハ別紙第十七ノ通デアリマシタ。

（以下次頁ニ續ク）

Def. Doc 1904

58

「從ツテ日本ガ「ワシントン」條約ヲ廢止シ  
タノハ全ク諸種ノ新狀勢ニ應ジ各國ヲシテ滿  
足セシメ得ル如キ新條約ヲ作り而モ右新條約  
ヲ作成スベキ會議ノ開催ヲ確實ニスル目的ニ  
出タノニ外ナラナカツタノデアリマシタ而シ  
テ廢止通告ヲ一九三四年内ニ行ツタノハ一ロ  
ンドン」海軍條第二十三條第二項ニ依リ當然  
開催セラレベキ一九三五年ノ會議ノ開催期日  
ト一致セシメントシタノデアリマシタ通告ノ  
日ガ第二次豫備交渉ノ結果如何ニ依ツタノデ  
ハアリマセンデシタ尙亦「ワシントン」條約  
ノ廢止ハ重大問題デハアリマシタガ「ワシン  
トン」會議ニ於ケル英國側ノ不滿ノ聲モ聞カ  
レ又佛國ノ不滿ハ前述ノ通デアリ更ニ又英國  
「サイモン」外相ガ「ジュネーブ」一般軍縮  
會議ニ於ケル一九三二年二月八日ノ演說中ニ  
「此ノ外或ル海軍國ハ既ニ海軍軍縮少ノ問題  
ニ直劍トル考慮ヲ加ヘ「ワシントン」及「ロ  
ンドン」條約ナル形式ニ於テ積極的ニシテ貴  
重ナル結果ヲ成シ遂ゲタ。英國政府ハ之等條  
約ハ吾等ガ今有スル目的ニ對シ大ナル貢獻ヲ  
ナスモノナルコトヲ思ヒ一九三六年十二月ニ

19 of 1904

159

之等條約ガ效力ヲ衰フ迄其ノ儘保有シタキ意見デアールト述ベテ居ル點ナドカラ見テ一九三六年内ニ廢止通告ヲナスコトハ別段不條理デハナク又關係國ニ非常ニ大ナル刺戟ヲ與ヘルモノト思ハナカッタノデアリマス出來ウレ六關係國ト共同シテ廢止ノ手續ヲ取ルコトヲ希望スル旨ヲ代表訓令中ニ記載サレテアツタノハ萬一ニモ關係國與論ニ不當ナ刺戟ヲ與ヘ誤解ヲ生ズルガ如キコトヲ生ズルハ不幸ナルヲ以テ斯ル事態ヲ避ケントスル

(第九) 一九三五年「ロンドン」海軍會議ハ十二月九日ヲ以テ開會セラレマシタ

同會議ハ十月二十四日ノ軍縮會議招請ニ關スル「クレイキー」氏書翰ニモ書イテアル通り「ワシントン」海軍條約二十三條及「ロンドン」條約ノ之レニ該當スル條文ノ明白ナル規定ノ結果英國政府ガ招請ノ勞ヲ取ツテ開催セラレタモノデ其ノ目的ハ一九三六年未ヲ以テ終了スルニ條ニ代ルベキ國際條約ヲ締結シ以テ海軍軍備制限ニ關シ能フ限り多方面ニ亘リ協定ヲ成立セシムルニ在リマシタ。

Ref. Loc. 1904

60

(A)

日本政府ハ今回ノ會議ノ討議範圍ハ海軍々  
備金ニ亘ルモノナルコトヲ確知シ茲ニ英  
國ノ招請ヲ受諾シ今回ハ代表トシテ永野  
海軍大將及永井松三大使ヲ送リマシタ日  
本海軍ハ豫備交渉ノ際ノ代表タリシ山本  
本中將ヲ送ル意向モアリマシタガ他國ガ  
高級將官ヲ列席セシメタル狀況ニ鑑ミ儀  
禮上ヨリ言フモ山本中將ヨリモ高級ノ將  
官ヲ送ルヲ適當ト認メ且永野大將ハ一九  
三二年一ジュネーヴー一般軍縮會議ニ於  
ケル日本代表タリシ關係上經驗モ豊カデ  
適任デアルト認メラレタ譯ナノデアリマ  
シタ尙永井大使ハ一九三〇年一ロンドン  
海軍會議ノ日本代表者ノ一人デアリマ  
シタ。

日本政府ハ十月二十九日英國政府ノ招請  
ヲ受諾シマシタガ之レニ先ダチ十月十八  
日英國政府ニ對シ右ノ趣旨ノ申入レヲ爲  
シ既ニ豫備交渉ニ於テ明カニシタコトデ  
アルガ念ノ爲メ更ニ日本政府ノ一九三五  
年海軍縮ニ對スル態度ヲ明カニシ英國  
政府ノ考慮ヲ促シタノデアリマス。

29 of Dec. 1904

61

(イ) 直ニ世界平和ヲ維持促進スルノ方法ハ  
各國ガ相互ニ其ノ生存ト必然的需ト  
二十分ナル考量ヲ加フト共ニ他方各國  
間ニ不脅威不侵略ノ事態ヲ招來セシム  
ベキ徹底的軍縮ヲ行フニ在リテ大國ハ  
右ノ見地ニ基キ率先之ニ努力シ平和ノ  
促進ニ邁進スルコト

(ロ) 日本政府ノ海軍軍縮ニ對スル態度ハ右  
ノ趣旨ニ基ツク徹底的軍縮ヲ實現セン  
トスルニ在ルコト

(ハ) 豫備交渉ニ於テ英國ノ示シタル建議計  
畫宣言案ハ短期間ノモノトスルモ保有  
量ノ共通限度ヲ定メザル限り差等比率  
ヲ實質的ニ存續スル結果トナリ且軍縮  
ノ效果ヲ擧ゲ得ザルニ依リ日本政府ハ  
受諾シ難イコト

(ニ) 質的制限ハ量的制限ヲ伴ハザレバ軍縮  
ノ實ヲ擧ゲ得ザルノミナラズ現存ノ兵  
力關係ヲ存續スル結果ト爲ルヲ以テ日  
本政府ハ之レニ贊同シ得ザルコト

一九三五年海軍軍縮會議ニ對スル日本代表ハ  
豫備交渉ニ於ケル各國ノ態度及ビ主張ニ鑑ミ  
左ノ如キコトヲ特ニ注意セラレマシタ

29 of Dec 1904

62

- (イ) 英國ノ絶對必要トスル保有兵力ナル觀念ハ軍縮ノ實行ト豫盾スル點アルモ軍縮協定成立ヲ難言ニスルタメニハ英國ノ特殊國情ニモ儘ミ石ノ英國ノ要求ハ能フ限り考慮スル必要アルベキコト
  - (ロ) 日本ノ主張ハ大海軍國海軍軍備ノ最高限ヲ定ムルニ在ルトコロ現行ノ問題トシテ日本ノ軍備ヲ石限度迄ニ達セシムルニハ相當年ヲ經過スル方法ヲ講スルコト
  - (ハ) 歐洲諸國間ノ問題ハ極メテ複雑ナルニ依リ之レニ深入リシテ與セザルコト
  - (ニ) 現下世界ニ亘ル不安ナル情勢ヲ緩和スルニハ軍縮協定ノ成立ハ最モ望マシコトナレバ飽迄之レガ成立ニ努力スベキコト
  - (ホ) 國民ノ負擔ノ軽減ハ日本トシテモ急務ナルヲ以テ協定ニ當リテハ必ず此ノ目的ニ添フ如クスルコト
- 尙軍備ニ要スル經費ニシテ調査書(別紙第十七)ガ参考トシテ代表團ニ渡サレマシタ



19 of Dec 1904

(B) 會議ハ一九三五年十二月九日ヨリ開催セラレ英、米、日三國ノ外佛伊國ノ代表モ参加シマシタ此ノ度ビハ豫備交渉ノ場合ト懸ラ異ニシテ正式會議ノ形式ヲ以テ行ハレ出席者モ多數ニ上ツタ關係上豫備交渉ノ際ノ如ク打解ケタ會議ヲスル機會ガ少ナカツタタメ日本側ノ説明等モ多少不十分ト認メラルル點ガナイテハナカツタガ在ラユル努力ヲ以テ協定ノ成立ニ努力シタコトハ事實アリマシタ

併シナガラ他ノ關係國ハ主トシテ現狀維持ヲ主張シ徹底シタ大軍縮ニハ余リ興味ヲ有シナカツタ如クテ蓋ネ日本案ノ批判ニ止マリ量的制限ニ關シテハ新狀態ニ適應スル新考案モナカツタノデアリマス此ノ狀況ハ概ネ次ニ述ベル如クデアリマシタ

一九三五年十二月七日英日非公式會議ニ於テークレーギー氏ハ一余ノ軍縮討論ノ經驗ニ依レバ一バルネラビリテ「」ニ言及セラレバ常ニ論議ガ盡キルルコトガナイ英國側ガ今回ノ會議ニ於テ量的制限成立ニ大ナル期待ヲ有セザル所以デアルト述ベマシタ

Def. Dec. 1904

同年十二月十七日ノ米、日第一非公式會  
談ニ於テ「スタンドレー」大將ハ「巡洋  
艦ニ付イテハ英國ノ態度ニモ鑑ミ米國ハ  
二割縮減ハ直チニハ爲シ得ナイデアラウ  
艦逐艦ニ付イテハ米國ハ約五〇隻ノ艦齡  
超過艦ヲ有スルニ依リ直チニ縮少ノ用意  
アリ」ト言ヒ又「英國ハ軍縮ヲ欲セザル  
ノミナラズ巡洋艦ノ如キハ之レガ増加ヲ  
ホノメカシ居ルガ貴方ハ右ノ如キ場合ニ  
ハ右限迄上ラントスルカ」ト質問シマシ  
タ。

右會談ノ際「デヴィス」代表ハ「英國ハ  
軍縮セズトノ態度ヲ示シ如ルトコロ米國  
ハ歐洲ノ事態ニ捲キ込マレル可能性ガア  
ル故右英、日ノ態度ハ米國ニ影響ナシト言  
フコトヲ得ナイ貴方ト立場ノ異ル所以ニ  
シテ日米均等ハ決シテ日米國間ノミノ問  
題デハナイ」ト述べ更ニ「米國ハ日本ノ  
友情ヲ欲スル日米兩國ハ相互ニ良キ顧客  
ニシテ世界ニ日米日米兩國程了解シ合フ  
様ニ生レタ國ハナイト確信スル米國ハ何  
物ヲモ日本カラ奪ハントスルモノデハナ

Def. Dec 1904

イ。併シ伊「エ」紛争ト言ヒ中國ニ於ケル情勢ト言ヒ次ニ來ルベキモノノ何タルカラ察知スルコトヲ得ズシテ人皆不安ノ状態ニ在リ根本的協定ヲナスニ適當ナ時機ニアラザルヲ以テ双互ノ一サスピションノ解消スル迄現狀維持ニ爲シ置キ度シト述ベマシタ。

同年十二月十日第一委員會第一回會議ニ於テ佛國代表「ローベルト」海軍中將ハ從來ノ經險ニ鑑ミ量的制限ハ困難ナル旨ヲ述ベ之ヨリ癸十二月七日ノ佛日非公式會談ニ於テ同國代表「ジュランビエール」中將ハ「佛ハ量ノ問題ヲ好マズ寧口質的制限協定ノミヲ希望スル佛國ハ從來量ノ問題ニツキ満足ヲ得タルコトナシ今回モ例ヘバ佛伊間ノミニテモ量ノ問題ノ解決ハ至難ト思ハルルニ依リ寧口量ハ無制限ヲ可トスル、英口例ハ長期例ヘバ八年位イノ建艦制限案ニ依リ度キ意向ノ如クナルモ斯クテハ事實上比率主義ノ條約ト異ルトコロナク感服出來ズ佛國ハ短期間例ヘバ一年位イノ建艦通報ヲ行ヒ不意打ヲ避クルニ

Def. Doc. 1904

66

止メルコトトシ一方質ノ協定ヲ行ハントス  
ル意向デアルト述ベマシタ  
會議中英、佛、伊國ヨリ夫々提案アリタ  
ルモ主トシテ建艦通報ニ由スルモノデ建  
艦計畫報告案モ極メテ短期間ノ建艦自主  
的宣言案ニ止マリ廢棄ヲ伴ハナイモノデ  
日本側トシテハ斯ノ如キ方法ニテハ到底  
軍艦ノ目的ヲ達シ得ザルモノト考ヘラレ  
タモノデアリマシタ。米國モ比例的ニ條  
約量ノ二割若シ不可能ナラバ一割五分、  
一割若シクハ五分縮減ノ提案ヲナシタル  
ガ既述ノ通り十二月十七日米日代表第一  
回會議ノ際「スタンドレール」大將ハ「  
巡洋艦ニ付イテハ英國ノ態度ニモ鑑ミ米  
國ハ二割縮ハ直チニハ爲シ得ザルベシ」  
ト言ヒ又主力艦ニ付イテハ「一九三七年  
米國ノ保有艦齡超過艦ハ七隻ニ達スルト  
コロ米國ハ最初ノ三艦ハ三萬五千吨型ト  
シ之レ等諸艦ノ性能ヲ檢討シ其ノ經險ニ  
基ツキ右型艦ノ型縮少ノ能否ヲ檢討ス  
ルコトトスレバ宜シカラン」ト言ヒ日本  
側トシテハ米國側ハ嚴格ナル意味ニ於ケ  
ル具體案ヲ有シテ居ラナイノデハナイカ  
トノ疑ヲ抱キマシタ。

Ref. Loc. 1904

67

(C) 斯ノ如キ會議ノ狀況ハ日本側ヲシテ甚ダシク失望セシメマシタ日本側トシテハ正界各國ヲシテ不安ヲ感ゼシメズ安神シテ平穩裡ニ各自ノ運命ヲ開拓シ得ル如キ理想的ノ状態ヲ出現セシメ一方ニ於テハ舊條約ノ下ニ於テ當然起ルベキ大艦ノ大建造ニ因ル莫大ナル經費ノ浪費ヲ防キ國民負擔ノ軽減ヲ計ラントスル爲メ當時ニ於テ考へ得ル最良ノモノナリトノ確信ノ下ニ作成シ豫備交渉ニ於テモ米、英國代表者等ニ對シ既ニ相當説明シタルコトナレバ關係國特ニ米英側ニ於テ偏見ヲ持タズ公平ニ此ノ案ニ付イテ講究シタランニハ軍縮事業ノ上ニ大ナル進展ヲ見ルニ至ルデアラウコトヲ大イニ期待シテ居ツタカラデアリマス

日本側トシテハ世界ノ不安ハ其ノ因ツテ來ル原因ハ種々アルベシト蝟モ或ル數國ガ進攻性ノ大軍備ヲ整へ多數ノ小軍備則ニ不安全願ヲ與フルコトガ其ノ著シイ一原因デアルト考へ之レヲ除去スルコトガ急務ト考へ此ノ點ヲ主眼トシマシタ又此ノ日本ノ案ハ必ズシモ空想的ナ實行性ニ乏シイモノトハ

Def. Dec. 1904

68

考ハナカツタ夫レハ之レト類似ノ案ハ前述ノ通  
リ既ニ軍縮形式トシテ他ノ國ニ依リ提案セラレ  
而モ其ノ一部ハ協定ニ達シタコトガアリ又大軍  
縮ノ點ヨリ言ヘバ數年前即チ一九三二年六月、  
一般軍縮會議ニ於テ米國代表ヨリ海軍軍備ノ三  
分ノ一又ハ四分一減案提出セラレ（フ：バー  
案）英國代表ヨリハ空軍ニ關シ夫レニモ悉ル大  
縮減案ガ同年十一月ザイモン代表ニ依リ提出セ  
ラレテ居ル事實ガアルノデ日本ハ之レ等ヲ参考  
トシ之レ等ニ倣ツテ立案シタニ過ギナカツタカ  
ラデアリマス尙又急速實施ガ困難ナラバ相當期  
間ヲ猶豫スルコトモ考慮シテ居タノデアルカラ  
關係國ニ決シテ無理ヲ強イモノデモナイト考ヘ  
テ居タノデアリマス  
會議ノ大勢ハ以上ノ如クデアリマシタガ日本代  
表ハ尙努力ヲ續クルニ於テハ必ズヤ日本ノ誠意  
及提案ノ眞意義ガ各關係國ニ依リ了解セララル  
デアラウコトヲ期待シ熱心ニ關係國代表ノ説得ニ努  
ニ努メタノデアルガ十分效果ヲ奏スルニ至ラナ  
カツタノデアリマス。  
元來日本案ハ主要海軍國間（米、英、日）ニ於  
テ各々犧牲ヲ拂ヒ世界ニ模範ヲ示スト言フ趣旨

Doc Doc 1904

テ出來テ居タ故ニ永野代表ハ十二月七日ノ英、  
日非公式會談ニ於テ「チャオフィールド」大將  
ガ一共通最大限ハ一切ノ國ニ付キ之レヲ定メン  
トスルモノナリヤ」トノ質問ニ對シ「英、米、  
日ニ對スルモノデアアル」ト答ヘ又然ラバ今次會  
談ニ際シ石三國間ノミニ該限度ニ對シ交渉セン  
トスルモノナリヤ」ト「チャトフィールド」  
大將ノ質問ニ對シ所云永野代表ハ「佛、伊、兩  
國ノ介入ニ反對ナキモ日本ノ欲スル所ハ英米日  
ノ共通最大限度設定デアアル」ト答ヘテ居リマス  
十二月十一日ノ第一委員會第二回會議ノ席上永  
野代表ハ一共通最大限度ハ英米日ニ對スルモノ  
デアツテ歐洲海軍國ガ石限度内ニ於テ協定スル  
コトニ付キ我方ニ於テ異議ナシ但シ我方ニ重大  
利害關係アル事項ノ議セララル場合ニハ發言ノ  
權利ヲ留保スル」ト述べタノニ對シ十二月十二  
日ノ第一委員會第三回會議ニ於テ佛國代表ハ一  
根本問題ハ別トシ手續上贊成シ得ナイ日本案ニ  
依レバ先ヅ英米日、三國間ニ協定ヲ行ハントス  
ル意向ノ様デアルガ大ナル責任ヲ有スル佛國ノ  
地位ヲ考慮ニ入ザル石ノ如キ手續ハ反對デアアル  
ト述べ又伊國代表ハ一英米日ノ之ニ共通最大

19 of Dec. 1904

限ヲ適用スベシトノ説明ハ第一回會議ニ於ケル  
説明ト全ク別箇ノ新提案ヲ爲シタモノデアルガ  
三國間ニ協定ヲ行フ手續ニハ反對デアル今次會  
議ハ五國ハ勿論其ノ他ノ諸海軍國ニモ適用シ得  
ベキ基礎ヲ發見スルニ在ルト述ベマシタ  
若ノ如キ諸國代表主張ニ對スル批判ノ結果極端  
ナル議論ヲ生ズルニ至リマシタ即チ十二月十三  
日第一委員會第四回會議ニ於テ「モンセル」英  
國代表ガ「共通最大限度ヲ三國及五國ニ擴張セ  
ラルル以上ハ石ハ全世界ノ海軍國或ハ自治領ニ  
モ同様ニ適用セラルルモノナリヤ」トノ質問ヲ  
ナシ又一九三六年一月十五日第一委員會第十回  
會議ニ於テ「アイルランド」代表ガ「日本案ガ  
採用セラレタル場合ニハ「アイルランド」ハ他  
ノ國ト同様ノ權利ヲ主張スベク「アイルランド」  
「ガ各國ト同一ノ基礎ニ於テ取扱ハレザル協定  
ニハ參加シ難イ」ト主張シタルガ如キハ其ノ例  
デアリマス  
之レ等ノ主張ハ實際的ナルベキ軍縮會議ニ於テ  
類例少ナイ議論デアツテ日本代表ハ誠ニ當惑シ  
マシタ殊ニ英國自治領モ欲スルナラバ彼等ヲモ



L. G. of L. G. of 1904

一單位トシテ取扱フ趣旨ナリヤ否ヤノ質問ハ痛ク日本代表ヲ警カセマシタ軍縮協定ニ當リ保有勢力ヲ定ムル場合ニ英國自治領ガ英帝國ノ内ニ包含セララルコトハ「ワシントン」會議以來當然ノコトト了解シテ居リ又一九二九年十月七日附ノ「ロンドン」海軍會議招請狀ニハ「勢力均等ノ考察ハ英國側ニ於テハ帝國全部ノ海軍力ヲ包含セシムル趣旨デアル」ト明示シテアツタ程デ此ノ事ハ自明ノ理デアルト考ヘテ居タコトデアリマシタカラ日本側トシテハ斯ル質問ノ眞意ヲ了解シ兼ネル如キ狀況デアリマシタ

右ノ如キ會議ノ狀況ノ下ニ必ズシモ日本案ノ本來ノ趣旨ニ非ザル單一最高限ヲ世界各国海軍ニ適用スルト言フ極端ナル場合ヲ想定セザルヲ得ナクナツタコトハ日本側トシテハ日本案ノ主張上甚至不幸ナコトデアルト感ジマシタ

(E) 次ニ日本案ニ對スル各國代表ノ質疑及ビ批判ノ主ナルモノ及ビ之レニ對スル日本代表ノナシタ答ヘノ中豫備交渉ノ場合ト余リ重複セヌ部分ノ概要ヲ申述ベマス

(イ) 質疑及ビ各代表ノ意見

Def. Doc. 1904

72

- (1) 「ワシントン」條約ハ「係」ニ防禦的ニ均衡ヲ與ヘタモノデアアル共通最大限設置ニヨリ兵力ヲ均等トセバ安全ノ平等ヲ覆スニ至ル
- (2) 現在ノ日本兵力ヨリモ更ニ低キ點ニ共通最大限度ヲ設ケントスルガ如キコトハ全く不可能デアアル該限度ヲ高く定ムレバ各國ハ石限度迄建艦シ軍擴トナル
- (3) 共通最大限度ヲ三國ノミニ適用セバ他國トノ關係ニ於テ比率主義ガ強ルコトトナル又一「ロンドン」條約締結ノ際ノ如ク三國間ニ恒久的協定ヲ行フコトハ不可能デアアル
- (4) 英國ノ如ク歐洲國タルト同時ニ太平洋國ハ勢力ヲ分散セザルヲ得ザル關係上二重ノ均等勢力ヲ有セザルベカラザルコトトナル理デアアル
- (5) 共通最大限度ヲ三國及五國ニ擴大スル以上ハ石ハ全世界ノ海軍國及ビ自治領ニモ同様ニ及ボサルモノデアアルカ

Def. Soc. 1904

(ロ) 日本代表ノ答へ及ビ意見

(1) 英國ノ所謂一バルネラビクテイーノ

差異ノ直接且最大ノ原因ハ兵刀ノ不當ナル差等ニ在ルガ故ニ先ズ之レガ除去ノタメニ共通最大限度ヲ定ムルノ要ガアル

「ワシントン」海軍條約ハ當時ノ現有勢力ト言フ偶然ノ事實ヲ基礎トシ之レヲ特殊ノ方法ニ依リ計算シテ得タル數字ヲ用ヒタルニ過ギズ大戦直後ノ變遷的事情ノ下ニ締結セラレタルモノニシテ其ノ後改變ヲ加フル必要存スルコトハ豫期セラレテ居タモノデアル決シテ各國ノ案全ヲ平等ニシタモノデハナカ

ツタ

(2) 共通最大限度ヲ設定シ一方ニ於テ進攻的

兵器ヲ極度ニ縮減シ又ハ廢止スルコトニ依リ軍備ノ内容ヲ不脅威不侵略トスルニ依リ其ノ限度内ニテ各國ガ國防上必要ナル兵力ヲ整備スルモ他國ヲ脅威セズ、且其ノ限度ヲ低下スルモ互ニ他國ノ脅威ヲ受クルコトガナイ又軍擴トナル虞ハナイ

Ref. Proc. 1907

174

- (3) 海上國防上類似ノ立場ニ在ル三國間ノ協定ヲ軍縮ヘノ第一ノ捷徑ト認ムルガ故ニ先ヅ之等ニ適用スベキ基準ヲ定メントシタルニ過ギズ之レヲ不可ナトセバ初メヨリ五國同時ノ會議トシ又ハ歐洲海軍國間ニテ先ヅ討議シタル後英、米、日ノ會議ニ移ルコト何等異議ハナイ
- (4) 海軍艦船ノ移動性大ナル點ヨリ見レバ或ル國ガ必要ノ場合ニ兵ノ海軍艦船ヲ一地點ニ集結スルコトハ極メテ容易ナコトデアル故ニ若シ或ル一國ガ責任ガ各地ニ分散シ居ルノ故ヲ以テ二重ノ兵力ヲ保有セバ其ノ兵力ハ必ズ他國ヲ脅威スルニ至ル而シテ此ノ主張ハ見様ニ依リテハ或ル一國ガ二國或ハ數國標準ノ軍備ヲ整備スルコトヲ要スルコトナル之レハ軍縮協定上許シ難イコトデアアル
- (5) 英國自治領ヲ一獨立單位トシテ取扱フ趣旨ナラバ此ノ會議ノ豫想セザルモノト思ハレル

Def. Dec. 1904

(F)

(イ) 本會議ニ於ケル提案ハ日本ノモノヲ除イテハ左ノ如キモノガアリマシタ  
 (イ) 新建造ニ關スル單獨宣言形式ニ關スル英國案

此ノ案ハ或ル國ガ自國安全上必要トスル海軍保有兵力ヲ各艦種別ニ數字ヲ擧ゲテ一定期間中ハ其ノ數字ヲ超エテ艦船ヲ建造シ又ハ取得スルコトナカルベキ豫想ヲ自發的ニ宣言スルコトヲ骨子トスルモノデアリマシタ

(ロ)

事前通告及情報交換ニ關スル英國案  
 此ノ案、締結國ガ互ニ排水量百屯(一〇ニメートル)式屯)ヲ超ユル艦船ノ建造ニ關シ各會計年度ノ最初ノ一箇月以内ニ該會計年度ニ建造命令ノ發セラルベキ艦船表及各艦ノ艦種並ニ最大備砲口徑ヲ又各會計年度ニ超エセラルベキ艦船名要目等ヲ各會計年度ノ六ヶ月以内ニ通報スルコトヲ骨子トスルモノデアリマシタ

(ハ)

海軍兵力ノ自發的ナル量的制限ニ關スル伊

Def. Dec. 1904

176

### 國案

此ノ案ハ各締結國ハ他ノ締結國ガ各自國ノ安全爲メニ必要ナル海軍兵力ヲ絶對自主權ノ下ニ建造スルノ權利ヲ承認シタル上一年毎ニ其ノ一年間ニ起エシ又ハ取得セントスル建造計畫ニ關シ現行條約規定ニ依ル各艦種毎ノ總屯數及ビ隻數ヲ示ス數字ヲ超過セザル各自ノ誓約ノ下ニ他ノ各締結國ニ通知スルコトヲ骨子トスルモノデアリマシタ

(ニ) 新艦建造ニ關スル一方的且自發的宣言ニ關スル獨國案

此ノ案ハ各國ニシテ可能ナルモノハ任意ノ時ニ各艦種毎ニ或ル期間ヲ通ジ超ユザルベキ新艦建造總屯數ヲ宣言シ右宣言ヲ爲スト爲サザルトニ拘ラズ各國ハ毎年該合計年度中ニ超エセントスル各艦船ノ表ト主要要目トヲ超エ前公表スベキ義務ヲ有スト言フコトヲ骨子トスルモノデアリマシタ

右諸案ニ對シテハ日本代表ハ左ノ如キ態度ヲ執リマシタ(一九三六年一月八日第一委員會)

LC of Dec 1904

77

第九回會議ニ於ケル永野代表ノ表明)

日本代表ハ量的制限ヲ最重要視シ之ニヨリ  
不脅威不侵略ノ事態實現ノ基礎ヲ確立スル  
コトガ軍縮協定ノ心須條件ナクト確信シ居  
ル故量的問題ニ移ルコトハ反對ナルニ依リ  
情報交換ニ付イテハ何等意見ヲ述べ全部  
ヲ他日ニ留係スルモ佛伊策中量的制限ノ目  
的ヨリ出發セル建艦計畫宣言ニ關スル部分  
ニ付テノミ意見ヲ開陳スルデアラウ  
佛國策ニ對シテハ同案ガ慎重ナル考慮ノ下  
ニ作成セラレタルコトヲ十分了解スルモ同  
案ハ現在ノ兵力關係ヲ調節スルニ適當ナル  
方法ト認メ難イコト軍縮ノ實ヲ擧グルコト  
ニ付キ考慮十分ナラザルコト建艦競争ヲ有  
效ニ防止スルコト困難デアルコト等ノ諸缺  
點アルタメ實質的ニ效果アル量的制限ノ協  
定ヲ實現シ得ナイ尙ホ建艦量ノ制限ヲ主ト  
シテ經濟的ノ拘束ニ委ホントスルヤニ見受  
ケラルルモ右ハ各國ニ平等ノ安全ヲ與ヘン  
トスル根本原則ニ對スル考慮十分ナラザル  
モノト認メラレル

29 of Dec. 1904

伊國案モ慎重考慮シテ作成セラレ殊ニ其ノ第一條ニ於テ各國海軍軍備ハ自主權ノ承認ヲ明カニシタルハ贊成スル所ナルモ佛國案ニ付キ述ベタルト略同様ノ理由ニ依リ同意シ得ナイ

英國案ニ付テハ其ノ第二次案タル建艦通報案(第一次案ニ代リタル案)ニ付テハ日本代表ハ一月八日ノ第一委員會第九回會議ニ於テ右英國新案ハ單ニ建艦通報ニ關スルガ故ニ意見ヲ後日ニ留保シタルモ英國ノ第一次案タル建艦計畫宣言ニ關スルモノニ付テハ一九三五年十二月二十日ノ第一委員會第七回會議ノ際左ノ趣旨ノコトヲ述ベマシタ

(1) 英國案ノ一海軍兵力ハ各國ノ安全ノ爲メニスル最少限度ニ止マルベシトノ點ニ付テハ大イニ贊成スルモ其ノ實際的取扱ヒニ付テハ結局均等兵力ノ原則ニ立歸ラザルヲ得ナイ

(2) 英國案ニヨル建艦量ハ比率主義ナラズトスルモ之レニ近キモノナルベク艦船廢棄ニ關シ明瞭ニナシアラザル故各國ノ勢力關係ヲ



Def. Dec. 1904

77

調節シ難ク概ネ各國現在ノ兵力關係ヲ維持  
スルコトトナル

(3) 英國案ハ軍縮ノ斷行ニ付テ何等ノ考慮ガ拂  
ハレテ居ナイ縱令質的制限ヲ行フトモ軍縮  
ノ目的ハ達シ難イ

(4) 英國案ニ依レバ場合ニヨリ一國ガ過大ナル  
計畫ヲ示シ軍擴ヲ誘致スル虞大デアアル

(5) 英國案ハ國防安固確保ニ關スル日本ノ主張  
ヲ取り入レタリト言フモ日本ハ實質的ニ兵  
力ノ差等廢除ヲ要求スルモノデアアルカラ日  
本ノ主張ヲ取りタモノトハ思ハレナイ  
右諸案ノ外ニ米國ハ二割減案ヲ示唆シタル  
モ強ク主張セズ、之レニ對シテ日本代表ハ  
各國保有勢力ヨリ比例的ニ二割ヲ削減スル  
ハ軍縮ノ效果ハアルヤモ知レザルモ公正ナ  
ル結果ハ得ラレナイ旨ヲ述ベマシタ(十二  
月七日米日非公式會談モ一月八日第一委員  
會第九回會議)  
要スルニ日本ヲ除ク他ノ國ニハ當時軍縮ノ  
決意ガ乏シク之レニ反シ日本ハ徹底的軍縮  
ヲ行ハントスルニ在リ極端ナル對照ヲ示シ

Def Doc. 1904

タノデアリマシタ其ノ原因ハ當時會議ニ表  
ハレタ所ヲ以テ見レバ日本ハ世界ノ不安ハ  
他ニモ種々ナル原因アルベシト雖モ各國軍  
備ニ大ナル差等ノアルコトガ其ノ有力ナル  
原因ナル故各國軍備ノ大ナル差等ヲ廢止シ  
威力ヲ示シテ事ヲ處理スル方式ヲ抛タント  
スルニ對シ米英兩國ハ此ノ世界不安ノ際軍  
備ニ大改革ヲ爲スコトハ益々不安ヲ増大ス  
ル故現狀維持ヲ可トスルト言フ考ヘデアツ  
タ様ニ日本例ハ觀察シマシタ。佛國ハ又獨  
國ノ再軍備ヲ考慮スルト同時ニ伊國トノ兵  
力關係ヲモ考慮シ量的制限ニ觸レルコトヲ  
好マナカツタモノト觀察サレマシタ

(G)

日本代表ハ會議中日本案ノ真意ヲ各國ガ了解  
シ協定成立ニ導ク如ク凡ラユル努力ヲシタ狀  
況ハ概ネ以下述ベル如クデアリマシタ

一九三五年十二月七日ノ英、日非公式ノ會議  
ヲ最初トシテ十二月十六日迄公式又ハ非公式  
ニ各國代表ト引續キ交渉シ爾後モ機會アル毎  
ニ日本案ノ趣旨及適用ニ付キ各國代表ノ了解  
ヲ待ル如ク努メマシタ而シテ軍縮協定上最モ

Def. Doc. 1904

81

難點ト認メラルル英國ノ「ヴァルネラビテイ  
」ニ對シテハ日本ノ軍縮ノ根本方針ヲ變更  
セザル限度ニ於テ最大ノ考慮ヲ拂フコトトシ  
之ガ爲メ永野代表ハ一九三五年十二月十三日  
ノ英、日第二回非公式會談ニ於テ「チャトフ  
イールド」代表ガ「英國ノ「ヴァルネラビリ  
テイ」ハ大ニシテ英國ハ特定ノ種類ニ付テ  
ハ絶對的所要量ト同時ニ他ニ相對的所要量ヲ  
必要トスル然ルニ共通最大限度ノ下ニ於テハ  
英國ノ地位ハ穩メテ困難トナルガ永野代表ハ  
右英國ノ特殊絶對所要量ヲ認メラルルヤ或ハ  
不當トシテ反對セラルルヤ」ト質問シタノニ  
對シ永野代表ハ「傳統的ニ考ヘテ英國ノ「ヴ  
アルネラビリティ」ノ極メテ大ナルコトヲ  
知ツテ居ルガ故ニ英國ニ對シ大ナル「アジア  
ストメント」ヲ加フベキモノト思フ其ノ程度  
ハ研究ヲ要スル」ト答ヘ又「吾々ハ英國ノ立  
場ヲ良ク了解シ居ルガ故ニ日本提議ノ「フオ  
ーミュラ」ニ依ルモ事實上ハ英、日均等トハ  
ナラズ」ト説明シ又「クレイギ」氏ガ「共  
通最大限度ノ定メ方如何ニ依リテハ特定國ハ

29 of Dec. 1904

右限度以上ノ兵力ヲ要スルコトアルベキコト  
ヲ承知シ居ラルルヤ」トノ質問ニ對シ永野代  
表ハ「英國ノ兵力量ヲ最大限度トセバ可ナル  
ベシ但シ關係國民ノ昂奮ヲ避クルコトハ御互  
ニ留意シタク自」防ニ必具ナル兵力保持ノ權利ナシトス  
ルガ如キ約束ヲ條約中ニ記載スルコトハ避クルヲ要ス」ト答へ  
更ニ又同年十二月十六日英、日第三回非公式會談ニ於テ  
永野代表ハ「共通最大限ヲ設定セバ各國ハ右  
限度迄建造スル權利ヲ有スルコトトナルモ吾  
々ハ英國ノ立場ニ付キ非常ナル同情ヲ有スル  
ガ故ニ共通最大限ヲ越ユルコトヲ認メル但シ  
之レヲ如何様ニ現ハスカハ關係國民ノ感情ヲ  
激昂セシメザルヨウニ注意スベキデアアル」等  
ト述べマシタ

82

此ノ日本ノ態度ハ共通最大限度ヲ定メル日本  
衆ノ趣旨ト矛盾シ結局比率ニ陥レモノデハナ  
イカトノ批判モアツタガ日本備トシテハ只管  
協定成立ヲ希ツタ結果新ル態度ヲ取ルニ至ツ  
タノデアリマス尤モ上述ノ「アジャストメン  
ト」ノ方法ハ豫備交渉ニ於テ山本代表ノ準備  
シタル試案ニモ取り入レテアツタ融通ノ方法

29 of Dec. 1904

83

(五)

ノ活用ニ依リ事實上英國ノ欲スル多數ノ艦艇  
保有ニ便ナラシメ又一方戰團單位トシテハ其  
ノ性能上不十分ト認メラルル艦齡超過艦ノ保  
有ヲ英國ニ許容スル等ノ方法ヲ考慮シテ居タ  
ノデアリマス（此ノ艦齡超過艦保有ノコトハ  
一九二七年三國會議ノ目英妥協案ニモ認メテ  
アリ豫備交渉ノ際モ英國カラ示唆セラレタ）  
一九三六年一月十五日第一委員會第十回會議  
ニ於ケル永野代表ノ演說ヲ見テモ右ノ事情ハ  
良ク了解スルコトガ出來ル次第デ形態上ハ鬼  
ニ角トシテ實質上ヨリ見レバ日本ノ根本主義  
ト矛盾スルモノデナイトノ日本代表部ノ見解  
デアリマシタ。

日本側ハ佛伊兩國ノ關係ハ機械ナ問題モ存ス  
ルニ依リ歐洲諸國ノ圓滿ナル協議ニ至ネ深入  
リセザルコトガ一般協定成立上却テ有效ト認  
メ其ノ提案モ成ルベク佛伊關係ニ累ヲ及ボサ  
ザル如ク考慮シタノデアアルガ會議進行ニ連レ  
所期ノ如キ手續ヲ履ムコトヲ得ズ討議ハ復雜  
ナ情勢トナツタノデアリマス。

加フルニ米國ヲ除キ他ノ關係國ハ軍艦ヲ欲セ

29 of Dec. 1904

84

ザル狀況デアツテ量的制限ヨリハ寧ロ質的制限ニ重點ヲ置キ此ノ問題以外ニハ通稱ノ問題ヲ討論スルニ止メントスル傾向ニアツタノデ日本側トシテハ量ノ制限ヲ離レテ眞ノ軍縮ヲ實現シ各國ノ安全感ヲ確保シ經費ノ節約ヲ圖ルコトハ不可能デアルトノ信念ヲ懷イテ居ツタ關係上日本代表ハ一九三六年一月八日第一委員會第九回會議ニ於テ爾後ノ會議々題作成ニ付イテモ先ヅ量的制限ヲ決定シ次ニ質的制限及通稱ノ問題ニ移ルガ如クスルヲ必要トスル旨ヲ要請シタノデアリマス。

然ルニ翌日即チ一月九日英國側ノ申入レニ依リ同日午後四時半英國外務省ニ於テ非公式英日代表會議(第四回目)ヲ爲シタルトコロ「モンセル」代表ハ「目下委員會ニハ日本側、英側、佛側ノ三案提出セラレ居ルトコロ之等三案ノ討論ニ返ルトセバ之ガ採決ヲ爲スヲ必要トスル時機早々來ルベク右ハ日本代表ノ希望スルトコロナリヤ」ト質問シ之レニ對シ永野代表ハ「右三案以外他ニ何等新提案ナキコト明カトナラバ貴方ノ御都合良キ時機ニ爲サ

29 of Dec 1904

85

レタシト答へタルトコロ「モンセル」代表  
ハ他ニ新案モナク日本案ハ最初ニ提案セラレ  
タル關係上第一ニ之レヲ決定スルヲ取スル併  
シ若シ日本案ガ否決セラレタル場合日本代表  
ハ尙ホ會議ニ殘留シ得ルヤ又日本ガ會議ヨリ  
脱退シ四國ニテ質的制限通報問題等討議ノ爲  
メ會議ヲ續行スルトセバ日本ハ「オブサーヴ  
アー」トシテ殘リ得ルヤ」トノ質問ヲシタノ  
デアリマス  
右ノ如キ狀勢ハ末ダ日本代表ノ豫期セズ又會  
議離脱ノ如キコトハ一九二七年三月會議後米  
英關係惡化ノ先例モ知ツテ居ルノデ全ク希望  
シナカツタ所デアアルト願答シ日本代表  
令ノ範圍外ノ事項デアルト報告シ日本代表  
ハ直チニ右會議ノ狀況ヲ政府ニ報告シ日本代  
表ノ今後執ルベキ態度ニ付イテ別紙第十九ノ  
如キ至急訓令ヲ仰イタノデアリマス之レニ對  
スル政府訓令（別紙第二十）ハ一月十二日受  
領シマシタ  
其ノ要旨ハ「委員會其ノ他ノ會合ニ於テ日本  
政府ノ根本方針タル共通最大限度ノ設定ト共

Conf. Doc. 1904

86

ニ攻撃的ノ兵力ノ量質兩面ニ亘ル縮減ニ依ル  
不脅威不侵略ノ原則ノ確立竝ニ徹底的軍備縮  
少ニ關スル豫テノ主張ヲ更ニ懇切ニ説明シ日  
本政府ノ熱望スルトコロハ公正妥當ナル軍備  
條約ノ締結ニ在リ軍備事業ニ對シ誠意ヲ有ス  
ルコトヲ示スニアラユル努力ヲ盡スベク面モ  
尙ホ日本ノ主張ガ各國ノ承認ヲ受ケザル如キ  
最後ノ場合ニハ會議離脱モ已ムヲ得ザル所デ  
アル然シナガラ此ノ最後ノ場合ニ於テモ國際  
關係ニ不良ナル影響ヲアタヘザル如ク五國間  
ニ協定可能ナル事項ヲ取決メ更ニ關係國間ニ  
軍備競争ヲ爲サズト言フガ如キ共同宣言ヲ爲  
シテ一應會議ヲ終了シ其ノ他ノ問題ニ付テハ  
引續キ行ハルベキ四國間ニ於ケル新タナル會  
議ニ設ルト言フガ如キ方法ヲ執ルコトガ局面  
收括上適當ナルコト尙又四國會議ニ「オプザ  
ーヴアー」ヲ出席セシムルコトハ差支ヘナイ  
ト言フニ在リマシタ

茲ニ於テ日本代表ハ翌日即チ一月十三日英國  
代表部ト會合シ次ノ第一委員會ニ於テ日本案  
ニ付キ更ニ各國ノ了解ヲ得ル目的ヲ以テ詳細  
ニ説明スルコト及ビ潛水艦使用制限ノ問題等



Ref. Doc. 1904

87

五國間ニ協定可能ナルモノヲ先ヅ協定スル如ク致シ度イコトヲ申入レタルモ五國間協定可能ノ見込ミアルモノヲ先議スルノ件ハ英國他ノ同意ヲ得ル能ハズ次ニ日本案ガ各國ノ同意ヲ得ザリシ場合ノ措置ガ問題トナリ日本代表ハ萬一新ル場合ニハ日本案ニ對スル票決ヲ行フコトナク量的問題ニ付イテハ五國間ニ協定ニ進シ難キコト明カトナル事ナレバ一九二七年「ジュネーブ」三國海軍會議ノ前例モアルコト故之レニ倣ヒ無期延期ノ形式ニテ一應此ノ會議ヲ終止セシムル形式ヲ取ルコトガ國際關係ノ平穩ヲ保ツ上ヨリ見ルモ望マシイ旨ヲ希望シタノデアアルガ此ノ日本側ノ希望モ英國側ノ答ルトコロトナラズ日本代表ハ手段盡キ其ノ儘次ノ第一委員會ニ臨ムコトトナリマシタ。

一月十五日第一委員會第十回會議ニ於テ永野代表ハ別紙二十一ノ如キ日本案ニ關スル詳細ナル説明及ビ各國ノ有スル疑念ニ對スル同答ヲナシ日本案ヲ考慮セシコトヲ求メタノデア

Def Doc 1904

リマス。之レニ對シ米國代表ハ日本案ニ依レ  
バ現在ノ優勢海軍國ハ減勢シ劣勢國ハ建艦ヲ  
許サルルコトトナル日本ハ「ヴァアルネラビリ  
テイー」責任及必要ノ相違ヲ認メ之レガ調節  
ヲ加ヘントスル之レハ比率ノ繼續デアル安全  
ノ平等ト兵力ノ平等トハ相容レズ進攻的防禦  
的ノ區別ハ不可能ナリ等ノ理由ヲ以テ反對シ  
マシタ。佛國代表ハ日本案ノ必要兵力自主的  
決定ノ三議ニハ賛成スル然シ安全ノ條件ハ國  
ニ依リ異ル故兵力モ亦異ルヲ要スルトノ趣旨  
ノ意見ヲ表明シマシタ英國代表ハ日本基礎的  
主張ノ前半即チ「國ノ安全ノ爲メ必要ナル軍  
備ヲ整備スルノ權利ハ各國ノ齊シク享有スル  
所ナリ」トノ點ニハ全然同意スル而シ日本主  
張中接納點ニ於ケル艦隊ノ力ハ平等ヲ必要ト  
スル點「ヴァアルネラビリテイー」ノ差異ノ主  
タル原因ヲ兵力ノ不平等ニ在リトスル點ニハ  
承認シ兼ネル日本ノ示シタ漠然タル方法ニヨ  
ツテ「ヴァアルネラビリテイー」ノ差ヲ調節シ  
得ルトハ思ヘナイ又共通最大限度ヲ五國ニ適  
用スルコト及ビ其ノ限度ヲ低下スルコトニ反

29 of Dec. 1904

89

對テアルトノ趣旨ヲ述べマシタ。而シテ伊國代表ハ日本代表ノ提案シタル主義ニハ全然同意スル海軍國ニ差等ヲ附スル基礎ニテ海軍問題ヲ再審議スル用意ナシ然シ日本代表ハ共通最大限度ヲ基礎トシテ調節ヲ加ヘンコトヲ述べラレタ之ニ依ルトキハ再ビ比率ニ展ル虞ガアルトノ趣旨ヲ述べマシタ

斯ノ如キ各國代表ハ夫レ々獨特ノ見地ヨリシテ或ル點ニ於テハ日本案ニ實意ヲ表シ或ル點ニ於テハ反對ノ意見ヲ表明シマシタ

最後ニ議長ハ「日本案ニ對スル討論ハ今ヤ盡サレタ會議ノ内外ニ於テ各國代表ハ日本案ヲ極メテ慎重ニ攻究シタガ余ハ同案ガ支持ヲ待ザリシコトヲ認メザルヲ得ナイ日本案ハ主トシテ量的制限ニ歸スルトコト量的制限ハ此ノ會議ノ取扱ヲ諸問題ノ一部分ニ過ギナイ依テ茲ニ會議ヲ「アジャーン」シ次回ニハ建艦計畫ノ事前通報ニ關スル協、伊、英案ヲ審議シタシ」トノ趣旨ヲ述べマシタ。

日本備トシテハ「ヴァアルネラビリテイ」ノ

Def. Dec. 1904

點ハ日本案ノ趣旨及日本代表ノ説明ヲ良ク研  
究スレバ其、米側ノ憂慮ノ點ハ解消スル筈デ  
アリ又御國代表憂慮ノ點ハ日本案ガ元來佛國  
案タル「ポールボンクール」案ヲ基礎シタモ  
ノデアアルカラ日本側トシテハ不可解デアリマ  
シタ

米國及伊國代表ノ述べラレタ結局比率ニ復歸  
スルモノニ非ズヤトノ點ハ細目ニ亘リ日本側  
ノ抱懷シテ居タ調整ノ方法ヲ檢討スレバ之レ  
ハ從來ノ軍縮會議ニ於テ困難ナル問題ヲ處理  
スル場合ニ屢々用イラレタ方法ニ外ナラヌコ  
トガ容易ニ復見シ得ル筈デアルト日本側ハ考  
ヘマシタ

又米國代表ノ述べラレタ進攻的防禦的ノ區別  
ハ不可能デアルトノ點ハ既ニ一九二七年三國  
會議ニ於テ英國代表ハ八吋砲艦ハ進攻的武器  
デアルト屢々明言シテ居リ又一九三二年一般  
軍縮會議ニ於テハ海軍艦船ノ進攻的ナルモノ  
ト然ラザルモノトヲ具體的ニ研究シ或ル種ノ  
モノハ進攻的ナリトノ多數ノ意見ガ表明セラ  
レテ居ル事實等ヨリ見テ之レ亦日本側ノ納得

Def. Dec. 1904

出來ナイコトデアリマシタ

然シナガラ事茲ニ至ツテハ日本代表トシテハ  
其ノ盡スベキヲ盡シ万策ツキタト考ヘマシタ  
而シテ日本側トシテハ量的制限ナキ軍備制限  
協定ハ軍備制限ノ目的ヲ達シ難キノミナラズ  
公正ヲ缺ク結果ニ陥ルモノナリトノ固イ信念  
ヲ有シテ居リマシタノデ會議ニ止マルモ會議  
ニ寄與スル方途ヲ失ヒマシタノデ遂ニ會議ヨ  
リ離脱セザルヲ得ナクナリ一月十五日夜第一  
委員會議長ニ宛テ日本代表ハ最早ヤ會議ノ討  
議ニ參加ヲ繼續スルモ無益ナル旨ヲ申入レ又  
同月二十日會議ノ討議ニ參加シ難キモノヲオヴ  
サーヴァー」ヲ致スベキ旨ヲ申入レマシタ（  
別紙第二十二（1）（2））  
日本側トシテハ公正ナル軍備協定ヲ完成セン  
トスル大ナル希望ヲ以テ會議ニ參加シ協定成  
立ノ上ハ之レヲ更ニ擴張スル研究（別紙第二  
十三）ヲモ遂ゲテアツタノデアルガ會議ノ狀  
況ハ日本ノ期待ニ反スルコト多ク不本意ナガ  
ラ遂ニ會議ヲ去ラザルヲ得ナクナツタノデア  
リマス。日本代表ハ復命ニ際シ會議離脱ヲ遺  
憾トシ恐懼シテ居リマシタ（別紙第二十四）

Def, Doo 1904

昭和二十二年（一九四七年）七月三十日於東京

供 述 者 榎 本 重 治

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ捺印シタルコトヲ證明シ  
マス

同 日 於

立 會 人 奥 山 八 郎

Def, Doo 1904

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザル  
ルコトヲ誓フ

宣  
誓  
書

署名捺印  
榎  
本  
重  
治

正 誤 表

辯護側文書第一九〇四號

左記ノ通り訂正願ヒマス

(誤)

二頁 十九行目  
 五頁 六行目  
 五頁 十三行目  
 七頁 七行目  
 七頁 十五行目  
 三五頁 七行目  
 五九頁 一〇行目  
 七〇頁 六行目  
 七三頁 十四行目

定ムルコトヲ  
 主席、代表  
 光天的  
 立案スル非常ノ  
 常上逸早ク  
 避ケントスル  
 諸國代表主張ニ  
 案全

榎本重治供述書

(正)

定ムルコトト  
 主席代表  
 先天的  
 立案スルニ非常ノ  
 常ニ逸早ク  
 ○日本ノ主張スル・・・  
 チ次項ノ表題トスル  
 避ケントスル考ヘニ基ツ  
 イタモノデアリマシタ  
 諸國代表ノ日本代表主張ニ  
 安



七五頁十二行目  
 七五頁十七行目  
 七六頁三行目  
 七六頁十一行目  
 七七頁十七行目  
 八三頁六行目  
 八二頁十六行目  
 八九頁八行目

此ノ案、  
 超工  
 安全爲メ  
 獨國案  
 非公式會談モ  
 日英妥協案  
 陷レ  
 如キ

此ノ案ハ  
 起工  
 安全ノ爲メ  
 佛國案  
 非公式會談及  
 日英妥協案  
 陷ル  
 如ク

米國國務卿十一月十二日ノ提案ニ對スル意見

國務卿ノ演說ニ依レバ米國政府ハ海軍力ノ制限ニ關シ更ニ正式ノ提案ヲ爲スヘキ趣ナルヲ以テ米國案ニ對スル精確ナル論究ハ右正式提案ノ後ニ非サレハ之ヲ行ヒ得サルヘキモ國務卿ノ演說ニ依リテモ尙且米國案ノ大體ヲ推知シ得サルニアラサルヲ以テ右ニ關スル意見ヲ左ニ具申セントス

第一、補充ニ關スル事項ハ十年後再議ニ附スヘキ旨提議スルコト

國務卿ノ提案ハ日英米三國ノ海軍力ニ付永遠ニ各締約國ヲ拘束セントスルモノナリト雖モ國際關係カ變轉窮リナキコト、各國ノ國運ニ消長ノ別アルコト、科學ノ進歩カ限リナク軍器ヲ發達セシムルコト等ノ理由ハ日英米三國海軍力ノ比例ヲ永遠ニ五・五・三・ニ一定シ且噸數ヲ以テ海軍力ヲ示ス標準トナサントスル國務卿ノ提案ノ必スシモ妥當ナラサルヲ認メシム

故ニ國務卿ノ提案ニ對シテハ欣然之ニ應諾ノ意ヲ表スヘキモ十年後ニ至リ事態ノ變化ニ依リ之ニ對シ何等カ變更ヲ加フルノ必要ヲ生スル場合ニハ再ヒ華府ニ會議シテ腹藏ナキ意見ノ交換ヲ行ヒ以テ其後ニ對スル合理的且實際的協

大正十年十一月十四日

第壹號

會議係

軍備制限國際連盟關係部主任

事務總長

件名

米國國務卿十一月十二日ノ提案ニ對スル意見

起草者主任

第三軍備制限ノ協定ニハ條約ノ形式ヲ採ルヘキ旨提議スルコト

軍備制限ノ實行ハ其擴張ト異リ各國ノ口法上議會ノ承認ヲ要セス單ニ政府ノ  
ミノ權限ヲ以テ之ヲ實行シ得サルニモ非ス從テ特ニ嚴然タル條約ノ形式ニ依  
ラズシテ外交文書ノ交換又ハ批准ヲ要セサル協定ノ如キ形式ニ依ルコト必ス  
シモ不可能ニ非スト雖モ帝國政府カ今回ノ會議招請ニ對シ欣然參列ヲ應  
諾シ且國務卿ノ提案ニ對シ厚意の考慮ヲ拂ハントスル所以ハ一ハ軍備ノ制限  
カ世界ノ公論ナルコト他ハ米口政府ニ於テ自ラ進ンデ制限ヲ斷行セントスル  
誠意アルニ動カサレタルカ爲ナレハ米口ノ輿論カ國務卿ノ提案ヲ確認スルモ  
ノナルヤ否ヤヲ確知スルハ帝國カ本問題ニ對スル態度ヲ決定スル上ニ重大緊切  
切ノ關係ヲ有スル前提條件ナラサルヘカラス從テ之ヲ條約ノ形式トナシ米口  
上院ノ批准ヲ經ヘキモノトナスハ帝國ニ於テ最モ重要視スヘキ要件ナラスト  
セス若シ然ラスシテ單ニ政府間ニ於ケル申合せトナストキハ政府ノ變更等ニ  
依リ他日或ハ彼ノ石井「ランシング」協定無効論ノ如キモノ生スルナキヲ保  
セス而シテ一口ノ獨立ト運命トニ絶大ノ關係ヲ有スル口防問題ヲ決定セント  
スルニ當リ斯カル不確實ナル方法ヲ擇ハントスルハ帝國政府ノ到底安ンシテ